

第Ⅲ章 盛岡らしい景観を守り，創り，育てる

— 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 —

Ⅲ－１ 景観形成地域及び景観形成重点地域等における良好な景観の形成のための行為の制限

前章に示した良好な景観の形成に関する方針に基づき，この方針を実現するために景観形成地域，景観形成重点地域及び関連行為等も含め，市域全域に共通する景観形成の基準並びに景観形成地域等の地域別に類型分類し，建築物等の行為における形態意匠及び色彩等の形成基準を定めました。

なお，景観形成地域における，大規模建築物とは地上3階以上の建築物，高さが10メートルを超える建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物とし，低層建築物とはこれらに満たない規模の建築物として区分し，それぞれの規模による景観への影響に対応した形成基準に適合するよう定めました。

景観類型による地域の区分と構成

	主要区分	各区域	構成ゾーン	チャプター	ページ	
景観計画区域	景観形成地域	市街地景観地域	低層建築物	Ⅲ-1-1	60	
			大規模建築物	Ⅲ-1-2	62	
		田園・丘陵景観地域	低層建築物	Ⅲ-2-1	64	
			大規模建築物	Ⅲ-2-2	66	
		山地景観地域	低層建築物	Ⅲ-3-1	68	
			大規模建築物	Ⅲ-3-2	70	
	景観形成重点地域	眺望景観保全地域	①盛岡城跡公園から岩手山眺望領域	Ⅲ-4-1	76	
			②盛岡城跡公園から南昌山眺望領域	Ⅲ-4-2	78	
			③開運橋から岩手山眺望領域	Ⅲ-4-3	79	
			④与の字橋から愛宕山眺望領域	Ⅲ-4-4	80	
			玉 山 重 要 眺 望 地 点	⑤夜更森緑地から姫神山眺望領域	Ⅲ-4-5	81
				⑥川崎緑地から姫神山眺望領域	Ⅲ-4-6	82
				⑦渋民公園から岩手山・姫神山眺望領域	Ⅲ-4-7	83
				⑧渋民緑地から岩手山眺望領域	Ⅲ-4-8	84
				⑨柴沢から岩手山・姫神山眺望領域	Ⅲ-4-9	85
				⑩門前寺から岩手山・姫神山眺望領域	Ⅲ-4-10	86
				⑪天峰山から岩手山眺望領域	Ⅲ-4-11	87
				⑫岩洞湖から岩手山・姫神山眺望領域	Ⅲ-4-12	88
		河川景観保全地域	北上川	Ⅲ-5-1	89	
			雫石川	Ⅲ-5-2	90	
中津川	Ⅲ-5-3		91			
北上川・雫石川・中津川3河川合流点	Ⅲ-5-4		93			
各地域の河川，湖沼，水辺の景観	Ⅲ-5-5		94			
歴史景観地域	盛岡城跡公園とその周辺ゾーン	Ⅲ-6-1	100			
	北山ゾーン	Ⅲ-6-2	101			
	河南ゾーン	Ⅲ-6-3	102			

景観計画区域	景観形成重点地域	街路景観地域	広域の幹線街路		Ⅲ -7-1	107
			市街地の幹線街路		Ⅲ -7-2	108
			歴史的な街路		Ⅲ -7-3	110
	関連行為	工作物等	工作物の建設等		Ⅲ -8-1	114
			屋外照明 大容量光源（サーチライト）		Ⅲ -8-2	115
			開発行為 土地の形質の変更 屋外における物件の堆積 鉱物の掘採又は土石の採取		Ⅲ -8-3	115

Ⅲ－１－１ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：市街地景観地域（低層建築物）

基本方針		市街地に立地する住宅や小規模の店舗など身近に接する低層建築物の景観を植栽等による周辺景観との調和や適切な色彩の誘導等の配慮により、居住者や歩行者が日常接する生活空間の快適性を向上させる景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりで配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・前面道路からゆとりをもった配置とすること。ただし、歴史景観地域等でまち並みの連担性が重視される地域においては、この限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあつては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあつてはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・周辺環境との関連性を意識したものとし、まち並みの連続性に配慮すること。 ・沿道との連担性、整序感を心がけた外構計画とすること。 ・前面道路に、建築物の壁面などが直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。（用途地域（※1）の商業・近隣商業地域を除く。ただし、河川景観保全地域、歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあつては当該地域の規定を適用する。）
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさくについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。 ・建築物等の使用素材は、出来る限り伝統的素材を活用すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 ・建築物の敷地では、周囲から見て建築物と植栽が調和した印象を与えるよう緑化すること。 ・植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 ・駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しなないように柵等により遮蔽修景を行うこと。

指 針	屋外広告物	・屋外広告物の位置，規模，形態，意匠，色彩及び素材については，敷地内の建築物及び工作物との調和に配慮したものとするとともに，周辺の景観と調和したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 ・近傍に景観資産がある場合は，建築物との間にゆとりを保ち，景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 ・建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 ・建築物・工作物の撤去後の跡地は，周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。
勸 告 基 準	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は，避けるべき色彩を使用しないこと。（用途地域（※1）商業・近隣商業地域を除く。ただし，河川景観保全地域，歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあっては当該地域の規定を適用する。）
備 考	<p>※1「用途地域」は，都市計画法第8条第1項に規定する地域地区をいう。</p> <p>※景観形成重点地域が重なる区域については，上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ－１－２ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：市街地景観地域（大規模建築物）

基本方針		市街地に立地する商業施設や事務所、工場など大規模建築物は周囲への景観的影響も大きく、街の印象を決定付ける役割もあることから、高さや配置の工夫、植栽等による周辺景観との調和や適切な色彩の誘導等の配慮により、街の風景づくりの核として、場所性を大切にしながら美しく快適な景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりで配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・前面道路からゆとりをもった配置とすること。ただし、歴史景観地域等でまち並みの連担性が重視される地域においては、この限りではない。 ・道路等の公共空間に面する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・前面空地については、隣接する建築物における前面空地との相互の連担性に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあっては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあってはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・敷地の外周面に対して、閉鎖感や圧迫感を与えるような単調な大面積の壁面を避け、窓の配置等により壁面構成を工夫すること。 ・建築物の1，2階については開放的な形態意匠とし、植栽を施す等、周辺の道路から見たときの圧迫感に対する軽減策に配慮すること。 ・外構計画については、ベンチ及び植栽等のストリートファニチャーの工夫を施す等、まち並みの連担性に配慮すること。 ・まち並みの連続性を感じさせるよう、周囲の建築物のデザインとの共通性を工夫すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。（用途地域（※1）の商業・近隣商業地域を除く。ただし、河川景観保全地域、歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあっては当該地域の規定を適用する。） ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさきについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。

指 針	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 ・建築物前面やオープンスペースでは出来る限り緑化等により修景し、まち並みや隣接する敷地との不調和が生じないよう配慮すること。 ・植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 ・駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。 ・公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれたような景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。 ・工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。 ・全体としてゆとりと潤いを形成するために植栽等の工夫をすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。 ・周辺から見た時に雑然とした印象を与えないよう屋上美化に努め、屋上のスカイラインの調和に配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、敷地内の建築物及び工作物との調和に配慮したものとするとともに、周辺の景観と調和したものとすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 ・近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 ・建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 ・物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。 ・建築物・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 ・商業施設では、敷地内の通り抜けや路地空間の設定等歩行者にとって魅力的な空間創出を意図すること。
勧 告 基 準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。（用途地域（※1）の商業・近隣商業地域を除く。ただし、河川景観保全地域、歴史景観地域及び街路景観地域の歴史的な街路にあつては当該地域の規定を適用する。）
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備 考	<p>※1「用途地域」は、都市計画法第8条第1項に規定する地域地区をいう。</p> <p>※景観形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ-2-1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：田園・丘陵景観地域（低層建築物）

基本方針		田園や丘陵に立地する農家住宅など低層の建築物の景観形成に対する配慮事項をきめ細かく設定することにより、ふるさとの原風景である、のびやかで美しい周辺の自然と調和した佇まいを維持向上していくような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりを配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。 <p>玉山重要眺望地点からの岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では、良好な景観を構成する山陵の頂部より上部に突出しないよう配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあつては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあつてはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・周辺環境との関連性を意識したものとし、まち並みの連続性に配慮すること。 ・沿道との連担性、秩序感を心がけた外構計画とすること。 ・屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠に配慮すること。 ・前面道路に、建築物の壁面などが直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。 ・自然景観へのやわらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1） ・車庫や作業スペースは建築物と一体化した大きな下屋を活用すること。 <p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では視点場からの山容に配慮し、調和した外観意匠とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさくについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。 ・建築物等の使用素材は、出来る限り伝統的素材を活用すること。 ・建築物の外壁や屋根は、周りの自然に溶け込ませるような素材や意匠とすること。 ・自然との調和を基本とし、反射する素材等、過度に目立つものを避けること。

指 針	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 建築物の敷地では、周囲から見て建築物と植栽が調和した印象を与えるよう緑化すること。 公共公益的施設や工場等では、特に緑化に努めること。 駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。 植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は出来る限り設置しないこと。設置する場合においても、その規模は最小限とし、位置、形態、意匠、色彩及び素材については、敷地内の建築物、工作物及び周辺の景観と調和したものとする。 星空を考慮し、屋外広告物等の照明は出来る限り下に向け、低い色温度とすること。 ネオン・サイン、イルミネーション等大容量光源（サーチライト）で発光する屋外広告は、極力避け、星空を考慮し、照明は出来るだけ下に向け、低い色温度とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 建築物・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないように配慮すること。 出来る限り地形の改変を避けること。やむを得ず造成等を行う場合は、法面は緑化等により保護すること。また、擁壁等を計画する場合は、自然素材若しくは自然的な素材感のある素材を使用するよう配慮すること。
勸 告 基 準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。
	形態・意匠	<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域（視点場から視認可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠とすること。 屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1）
	建築設備	<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域（視点場から視認可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、視点場側に露出しないように遮蔽修景を行うこと。（眺望変化予測等により、眺望に対し影響がない場合はこの限りではない。）
備 考	<p>※1 軒の出、ケラバの出は外壁面からの寸法を示す。 ※景観形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ-2-2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：田園・丘陵景観地域（大規模建築物）

基本方針		田園や丘陵に立地する公共施設や工場など大規模建築物は周囲への景観的影響も大きいいため、景観形成に対する配慮事項をきめ細かく設定することにより、施設の立地が地域景観の向上に寄与し、のびやかで美しい周辺の自然と調和した佇まいとなるような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。 ・道路等の公共空間に面する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、出来る限り低層に抑えること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあっては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあってはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・敷地の外周面に対して、閉鎖感や圧迫感を与えるような単調な大面積の壁面を避け、窓の配置等により壁面構成を工夫すること。 ・建築物の1、2階については開放的な形態意匠とし、植栽を施す等、周辺の道路から見たときの圧迫感に対する軽減策に配慮すること。
	玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域	
		<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では視点場からの山容に配慮し、全体の景観構成に調和した外観意匠とすること。 ・自然景観へのやわらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1） ・屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠に配慮すること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。 	
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさくについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。 ・建築物の外壁や屋根は、周りの自然に溶け込ませるような素材や意匠とすること。 ・自然との調和を基本とし、反射する素材等、過度に目立つものを避けること。 	

指 針	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。 植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれたような景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、駐車場等のオープンスペース等に植栽をすること。 工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。 全体としてゆとりと潤いを形成するために植栽等の工夫をすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。 周辺から見た時に雑然とした印象を与えないよう屋上美化に努め、屋上のスカイラインの調和に配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は出来る限り設置しないこと。設置する場合においても、その規模は最小限とし、位置、形態、意匠、色彩及び素材については、敷地内の建築物、工作物及び周辺の景観と調和したものとすること。 星空を考慮し、屋外広告物等の照明は出来る限り下に向け、低い色温度とすること。 ネオン・サイン、イルミネーション等大容量光源（サーチライト）で発光する屋外広告物は、極力避け、星空を考慮し、照明は出来るだけ下に向け、低い色温度とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。 建築物・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 出来る限り地形の改変を避けること。やむを得ず造成等を行う場合は、法面は緑化等により保護すること。また、擁壁等を計画する場合は、自然素材若しくは自然的な素材感のある素材を使用するよう配慮すること。
勧 告 基 準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備 考	<p>※ 1 軒の出, ケラバの出は外壁面からの寸法を示す。 ※ 景観形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ－３－１ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：山地景観地域（低層建築物）

基本方針		山地に立地する住宅などの低層建築物の周辺への景観配慮事項を定め、豊かな自然に囲まれた現状の環境や眺望対象としての景観の維持を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。 <p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では、良好な景観を構成する山陵の頂部より上部に突出しないよう配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあつては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあつてはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠に配慮すること。 ・前面道路に、建築物の壁面などが直接面しているときは、道路に対して過度に閉鎖的にならないように、窓を設けるなど公共空間との関係性に配慮すること。 ・自然景観へのやわらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1） ・車庫や作業スペースは建築物と一体化した大きな下屋を活用すること。 <p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では視点場からの山容に配慮し、調和した外観意匠とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさくについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。 ・建築物等の使用素材は、出来る限り伝統的素材を活用すること。 ・建築物の外壁や屋根は、周りの自然に溶け込ませるような素材や意匠とすること。 ・自然との調和を基本とし、反射する素材等、過度に目立つものを避けること。

指針	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 建築物の敷地では、周囲から見て建築物と植栽が調和した印象を与えるよう緑化すること。 駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。 植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は出来る限り設置しないこと。設置する場合においても、その規模は最小限とし、位置、形態、意匠、色彩及び素材については、敷地内の建築物、工作物及び周辺の景観と調和したものとする。 星空を考慮し、屋外広告物等の照明は出来る限り下に向け、低い色温度とすること。 ネオン・サイン、イルミネーション等大容量光源（サーチライト）で発光する屋外広告物は、極力避け、星空を考慮し、照明は出来るだけ下に向け、低い色温度とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 建築物・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないように配慮すること。 出来る限り地形の改変を避けること。やむを得ず造成等を行う場合は、法面は緑化等により保護すること。また、擁壁等を計画する場合は、自然素材若しくは自然的な素材感のある素材を使用するよう配慮すること。
勧告基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。
	形態・意匠	<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域（視点場から視認可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠とすること。 屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1）
	建築設備	<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域（視点場から視認可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、視点場側に露出しないように遮蔽修景を行うこと。（眺望変化予測等により、眺望に対し影響がない場合はこの限りではない。）
備考	<p>※1 軒の出、ケラバの出は外壁面からの寸法を示す。 ※景観形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

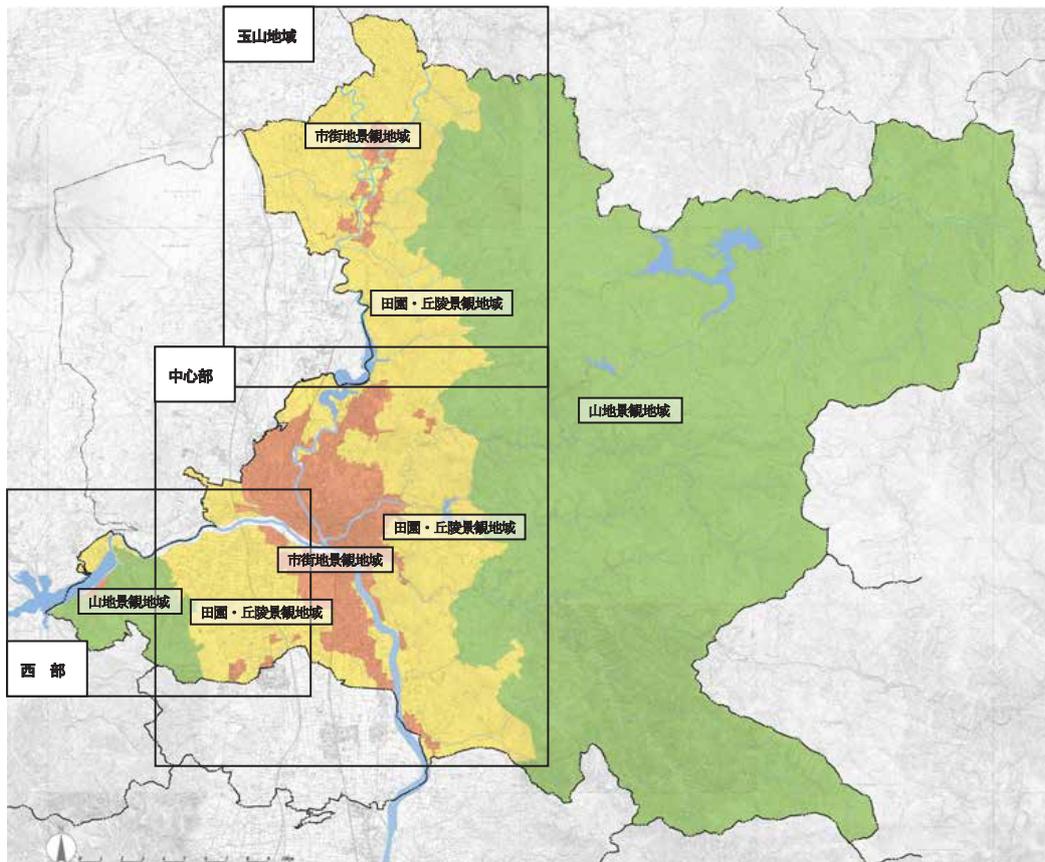
Ⅲ－３－２ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成地域：山地景観地域（大規模建築物）

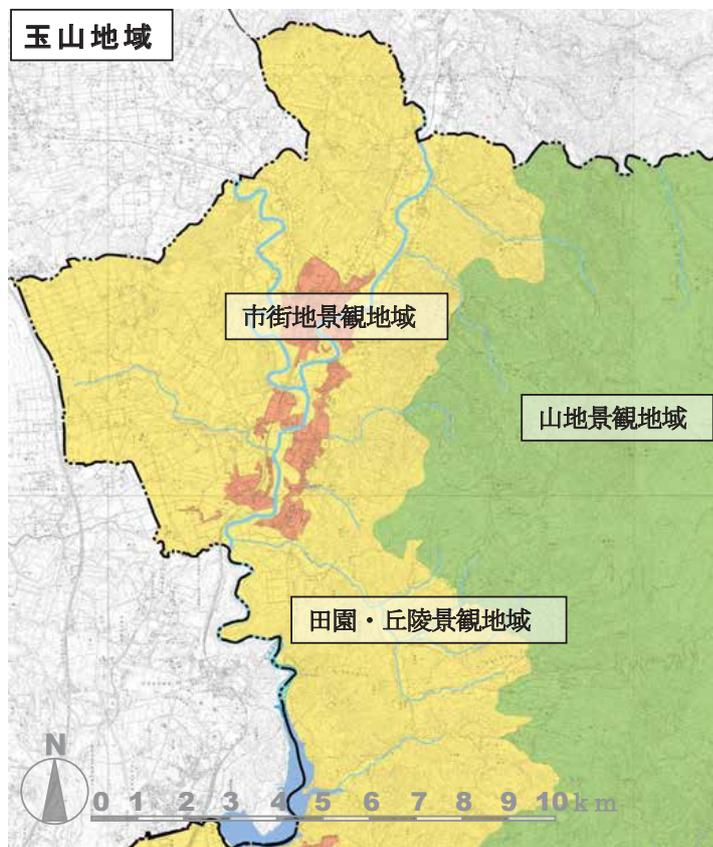
基本方針		山地に立地する公共施設などの大規模建築物の周辺への景観配慮事項を定め、豊かな自然に囲まれた現状の環境や眺望対象としての景観の維持を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体として、まとまりのある形態及び意匠とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 ・寺社等歴史的な建築物、樹木等の地域の景観資産が周辺にあるときは、歴史的・文化的景観を損なわないよう適正な距離関係を保った配置とすること。 ・冬期間の景観に配慮し、屋根からの落雪及び雪寄せに対処した配置とすること。 ・敷地内の庭については、公衆からも望見される公共的な役割を意識した植栽等の配置に留意すること。 ・建築物等の配置は敷地境界線から出来る限り後退し、ゆとりのある景観に配慮すること。 ・道路等の公共空間に面する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線の眺望を保全するよう建築物・工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・建築物の高さは、周囲の自然景観を阻害しないよう、出来る限り低層に抑えること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の意匠については、公衆から望見される前面道路からの正面性に配慮するとともに、周りから見たときの景観にも配慮すること。 ・店舗などにあつては、道路に面する部分にオープンスペースを設けるなど、歩行者に快適な景観形成に配慮すること。また、閉店時のシャッターの意匠についても留意すること。 ・敷地境界部に門や塀等を設ける場合は、過度に閉鎖的な印象を与えないよう考慮すること。 ・倉庫や車庫等の付属屋を計画する場合は、母屋と同様に景観的な配慮を行うこと。 ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあつてはアイストップとなることに留意した意匠とすること。 ・敷地の外周面に対して、閉鎖感や圧迫感を与えるような単調な大面積の壁面を避け、窓の配置等により壁面構成を工夫すること。 ・建築物の１，２階については開放的な形態意匠とし、植栽を施す等、周辺の道路から見たときの圧迫感に対する軽減策に配慮すること。
		<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景やパノラマ景観となる位置では視点場からの山容に配慮し、全体の景観構成に調和した外観意匠とすること。 ・自然景観へのやわらかさに配慮し、屋根の形態は、3/10以上の勾配屋根とし、軒の出は60cm以上、ケラバの出は30cm以上とすること。また、塔屋を設置する場合は、塔屋も勾配屋根とすること。（※1） ・屋根の意匠は、寄棟、入母屋、切妻等の和風の意匠に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・境界部のかき又はさくについては、生け垣、板塀又は竹垣等により、やわらかさに配慮すること。 ・建築物の外壁や屋根は、周りの自然に溶け込ませるような素材や意匠とすること。 ・自然との調和を基本とし、反射する素材等、過度に目立つものを避けること。 	

指針	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・前面植栽等により、道路境界部を視覚的にやわらかくつくること。 ・駐車場及び自動車車庫の敷地の外周については、交通の安全や防犯に配慮のうえ緑化に努めること。 ・植栽又は生け垣等により、敷地内空地の10%以上の緑被率を確保するよう努めること。 ・公共公益的施設や商業施設等では、緑に囲まれたような景観を形成するため、道路沿いや建築物前面、オープンスペース等に植栽をすること。 ・工場等では、緑に囲まれた景観を形成するため、緩衝帯的な植栽をすること。 ・全体としてゆとりと潤いを形成するために植栽等の工夫をすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面したバルコニーや屋上等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。 ・周辺から見た時に雑然とした印象を与えないよう屋上美化に努め、屋上のスカイラインの調和に配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は出来る限り設置しないこと。設置する場合においても、その規模は最小限とし、位置、形態、意匠、色彩及び素材については、敷地内の建築物、工作物及び周辺の景観と調和したものとすること。 ・星空を考慮し、屋外広告物等の照明は出来る限り下に向け、低い色温度とすること。 ・ネオン・サイン、イルミネーション等大容量光源（サーチライト）で発光する屋外広告物は、極力避け、星空を考慮し、照明は出来るだけ下に向け、低い色温度とすること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみや不要物の置場は目立たない位置とするか目隠しを施す等の配慮をすること。 ・近傍に景観資産がある場合は、建築物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。 ・建築物等は維持管理を行いやすい配置や形態意匠に留意すること。 ・物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。 ・建築物・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 ・出来る限り地形の改変を避けること。やむを得ず造成等を行う場合は、法面は緑化等により保護すること。また、擁壁等を計画する場合は、自然素材若しくは自然的な素材感のある素材を使用するよう配慮すること。
勧告基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・屋根及び外壁は、自然素材を利用するか、無彩色あるいは自然景観と調和する色彩にすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上又は屋根上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	<p>※1 軒の出、ケラバの出は外壁面からの寸法を示す。 ※景観形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

全体図：景観形成地域区分図



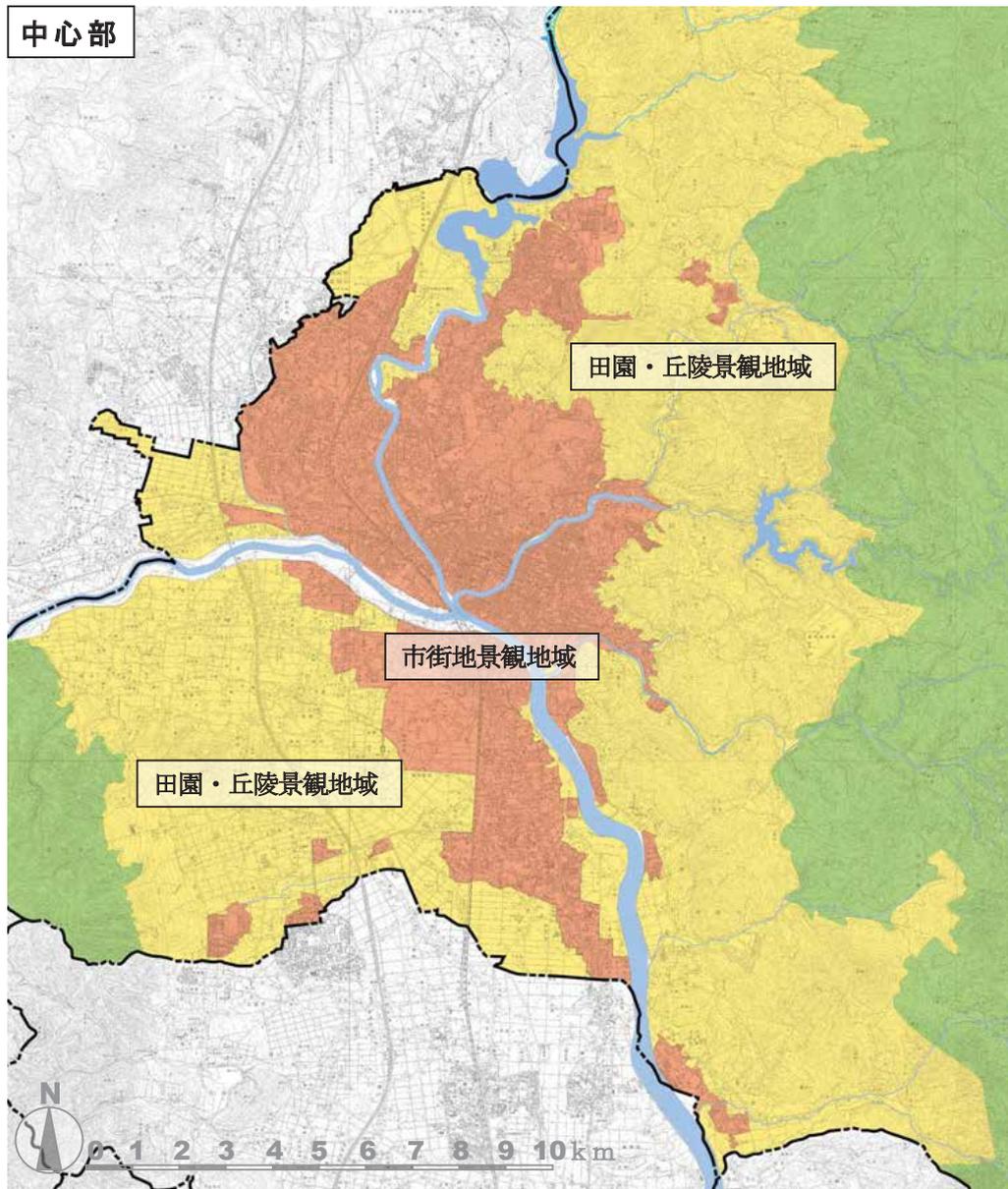
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復，第790号）」



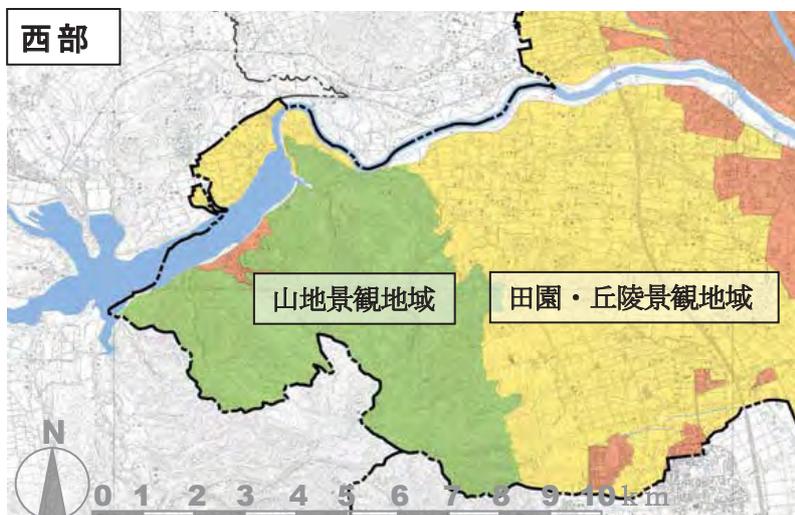
景観形成地域区分図：玉山地域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復，第790号）」

景観形成地域区分図：市域中心部



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」



景観形成地域区分図：市域西部

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

Ⅲ-4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域

眺望地点位置図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復，第790号）」



①盛岡城跡公園から岩手山眺望



②盛岡城跡公園から南昌山眺望



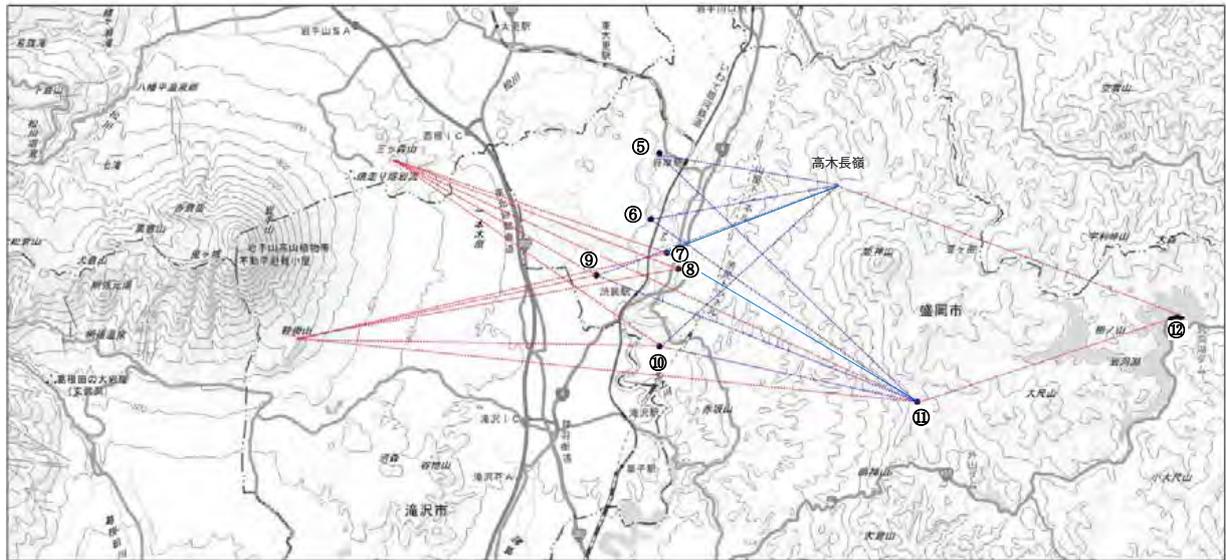
③開運橋から岩手山眺望



④与の字橋から愛宕山眺望

玉山重要眺望地点

眺望地点位置図（玉山重要眺望地点8ヶ所）



⑤夜更森緑地から姫神山眺望



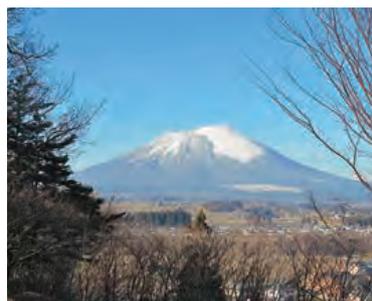
⑥川崎緑地から姫神山眺望



⑦渋民公園から岩手山眺望



⑦渋民公園から姫神山眺望



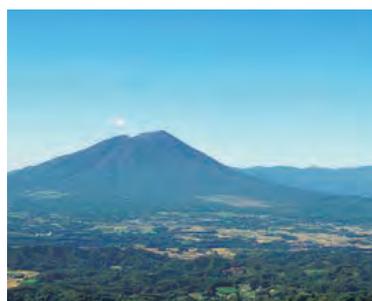
⑧渋民緑地（愛宕山）から岩手山眺望



⑨柴沢から岩手山眺望



⑩門前寺から姫神山眺望



⑪天峰山から岩手山眺望



⑫岩洞湖から岩手山・姫神山眺望

Ⅲ－４－１ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ①盛岡城跡公園から岩手山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none">・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。・盛岡城跡公園は盛岡城址として盛岡の歴史のシンボリック的存在であり、また市街地中心部に位置する代表的な都市公園として市民に親しまれている。・盛岡城跡公園からの岩手山眺望は最も重要な景観である。
届出対象行為	・Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

- ・盛岡城跡公園から岩手山の眺望を確保するため、岩手山焼走り西端付近及び大松倉山山頂を結ぶ眺望領域内の建築物等の高さを規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none">・視点場を二の丸に設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち、岩手山の前山を成す石ヶ森山（446m）の稜線より上部の眺望を保全する。・建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点場の標高（138.6m）に視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角1度53分（$\tan 1^\circ 53' = 0.0330$）を乗じた数値及び1.5m（人の目線の平均的な高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物等の高さの上限値

$$= ((\text{視点場の標高} : 138.6\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 1^\circ 53') - \text{計画地の地盤標高}$$

(注： $\tan 1^\circ 53' = 0.0330$)

- ・別図（盛岡城跡公園から岩手山眺望領域図）は最も眺望阻害の恐れが大きい5ゾーンを示し、そのゾーンに対応した建築物等の上限の高さの平均値を別表（眺望を確保する為の建築物の高さの許容値）にまとめた。
- ・なお、別図（岩手山眺望領域）以遠の範囲であっても、上記方程式を満足する必要がある。

盛岡城跡公園・二の丸から岩手山眺望領域図



視点場位置：盛岡城跡公園・二の丸

「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1(5,000分の1, 10,000分の1)地形図を使用したものである。(承認番号)平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2	3	4	5
現況地盤高 GL※	122.2~124.5m	122.2~124.4m	122.6~124.4m	123.7~124.4m	124.4~125.2m
眺望ラインの標高 $\alpha=1^\circ 53'$ のとき	140.1+	140.1+	140.1+	140.1+	140.1+
	$0\sim 200 \times \tan \alpha$	$200\sim 400 \times \tan \alpha$	$400\sim 600 \times \tan \alpha$	$600\sim 800 \times \tan \alpha$	$800\sim 1000 \times \tan \alpha$
眺望が確保できる 建築物などの高さ	15.6~24.5m	22.3~31.1m	28.9~37.3m	35.5~42.8m	41.3~48.7m

$\tan \alpha = 0.0330$

※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。

Ⅲ-4-2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ②盛岡城跡公園から南昌山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・南昌山は山容に特徴があり、特異なランドマークになっている。天候を予測する山として市民に身近な存在でもある。 ・盛岡城跡公園は盛岡城址として盛岡の歴史のシンボルの存在であり、また市街地中心部に位置する代表的な都市公園として市民に親しまれており、岩手山と南昌山の2方向の眺望を確保することは、周囲が山に囲まれた盛岡の特徴を表す代表的な景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・盛岡城跡公園から南昌山の眺望を確保するため、箱ヶ森標高 600mラインと北側稜線の交点及び東根山標高 600mラインと東側稜線の交点を結ぶ眺望領域の建築物等の高さを規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を二の丸に設定し、南昌山(848m)を中心に一体に見える箱ヶ森山(865m)から東根山(928m)までの山容全体を対象に、少なくとも南昌山の5合目とされる標高 600mより上部の眺望を保全すること。 ・建築物等の各部分の高さ(屋上の工作物等を含む絶対的な高さ)は、視点場の標高(136.9m)及び視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角1度48分($\tan 1^\circ 48' = 0.0315$)を乗じた数値に1.5m(人の目線の平均的な高さ)を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物等の高さの上限値

東根山標高 600mラインと東側稜線の交点の標高 600mより上部の眺望を保全する。

$$= ((\text{視点場の標高} : 136.9 \text{ m} + 1.5 \text{ m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 1^\circ 48') - \text{計画地の地盤標高}$$

(注: $\tan 1^\circ 48' = 0.0315$)

- ・別図(盛岡城公園から南昌山眺望領域図)は最も眺望障害の恐れが大きい4ゾーンを示し、そのゾーンに対して建築物等の上限の高さの平均値を別表(眺望を確保する為の建築物の高さの許容値)にまとめた。
- ・なお、別図(岩手山眺望領域)以遠の範囲であっても、上記方程式を満足する必要がある。



視点場位置：盛岡城跡公園・二の丸(本丸下馬場)

「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1(5,000分の1、10,000分の1)地形図を使用したものである。(承認番号)平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2
現況地盤高 GL※	123.1~124.5m	120.6~123.1m
眺望ラインの標高 $\alpha=1^\circ 48'$ のとき	138.4+	138.4
	0~200×tan α	200~400×tan α
眺望が確保できる 建築物などの高さ	138.4~144.7m	144.7~151.0m

3	4
120.9~122.7m	121.2~122.7m
138.4+	138.4+
400~600×tan α	600~800×tan α
151.0~157.3m	157.3~163.6m
28.3~36.4m	34.6~42.4m

$$\tan \alpha = 0.0315$$

※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。

Ⅲ-4-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ③開運橋から岩手山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 開運橋は盛岡の玄関口である盛岡駅から歩いて市街に入る入り口にあり、帰省者などが駅を降りて盛岡に帰ってきたと実感する場所である。 開運橋からの岩手山の眺望は、北上川の豊かな水面と河川景観軸を成す兩岸のビルや樹木によって典型的なヴィスタ景を形成している。開運橋から見通し景で見える岩手山の姿は盛岡の代表的な景観となっている。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

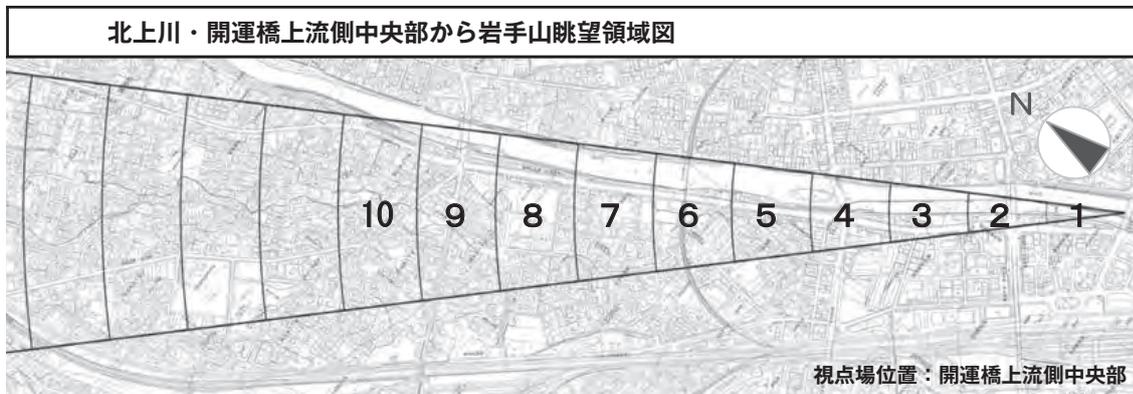
<ul style="list-style-type: none"> 開運橋から岩手山の眺望を確保するため、夕顔瀬橋左岸端及び姥倉山山頂を結ぶ眺望領域の建築物等の高さを規制する。
--

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> 視点場を開運橋橋上に設定し、岩手山 (2,038m) の山容のうち、岩手山の前山を成す石ヶ森山 (446m) の稜線より上部の眺望を保全すること。 建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点場の標高 (125.6m) 及び視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角 2 度 8 分 ($\tan 2^\circ 8' = 0.0372$) を乗じた数値に 1.5m (人の視線の平均的な高さ) を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高 : 125.6m + 1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離 $\times \tan 2^\circ 8'$) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注 : $\tan 2^\circ 8' = 0.0372$)</p> <ul style="list-style-type: none"> 別図 (開運橋から岩手山眺望領域図) は最も眺望障害の恐れが大きい 10 ゾーンを示し、そのゾーンに対応した建築物等の上限の高さの平均値を別表 (眺望を確保する為の建築物の高さの許容値) にまとめた。 なお、別図以遠の範囲であっても、上記方程式を満足する必要がある。



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1 (5,000分の1, 10,000分の1) 地形図を使用したものである。(承認番号) 平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
現況地盤高 GL※	122.8m	123.0 ~125.9m	124.0m	124.8 ~126.5m	124.8 ~126.4m	126.0 ~128.3m	128.2 ~128.8m	128.8 ~132.9m	132.6 ~138.3m	134.6 ~138.3m
眺望ラインの標高 $\alpha=2^\circ 8'$ のとき	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+	127.1+
	0~200 $\times \tan \alpha$	200~400 $\times \tan \alpha$	400~600 $\times \tan \alpha$	600~800 $\times \tan \alpha$	800~1000 $\times \tan \alpha$	1000~1200 $\times \tan \alpha$	1200~1400 $\times \tan \alpha$	1400~1600 $\times \tan \alpha$	1600~1800 $\times \tan \alpha$	1800~2000 $\times \tan \alpha$
眺望が確保できる 建築物などの高さ	-	10.5 ~19.0m	18.0 ~25.4m	22.9 ~32.1m	30.5 ~39.5m	36.0 ~45.7m	42.9 ~51.0m	46.3 ~57.8m	48.3 ~61.5m	55.8 ~66.9m

$\tan \alpha = 0.0372$

※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。

Ⅲ-4-4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ④与の字橋から愛宕山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・愛宕山は城下町盛岡の北山の一角をなし、城下町のランドマークとなっていた。現在は環境保護地区となっている。 ・この愛宕山を中津川沿いに望む眺望は、身近でありながら奥行きを感じさせる独特な景観であり、落ち着いた盛岡の街を象徴し重要である。
届出対象行為	・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

・中津川沿いに愛宕山を望む眺望の代表的視点場として与の字橋を設定し、そこからの眺望を確保するため、前景となる上の橋兩岸を結ぶ眺望領域の建築物等の高さを規制する。

景観形成の基準等

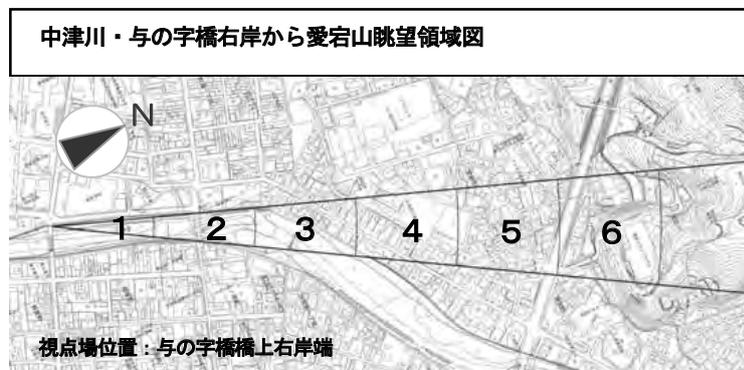
勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を与の字橋の右岸端に設定し、愛宕山（196m）の山容のうち、盛岡グランドホテルの地盤面を基準にして標高174mのライン以上の眺望を保全する。 ・建築物等の各部分の高さ（屋上の工作物等を含む絶対的な高さ）は、視点場の標高（127.6m）に視点場から建築物等の各部分までの水平距離に仰角2度7分（$\tan 2^\circ 7' = 0.0371$）を乗じた数値及び1.5m（人の目線の平均的な高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
-------------	--

* 建築物等の高さ制限の算定式

建築物高さの上限

$$= ((\text{視点場の標高} : 127.6\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 2^\circ 7') - \text{計画地の地盤標高}$$
 (注： $\tan 2^\circ 7' = 0.0371$)

・別図（与の字橋から愛宕山眺望領域）は最も眺望阻害の恐れが大きい6ゾーンを示した。



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

ゾーン	1	2	3	4	5	6
現況地盤高GL※	127.5m	129.0m	130.4m	130.4~131.5m	131.2~132.5m	132.5~145.3m
眺望ラインの標高 $\alpha=2^\circ 7'$ のとき	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+	129.1+
	$0 \sim 200 \times \tan \alpha$	$200 \sim 400 \times \tan \alpha$	$400 \sim 600 \times \tan \alpha$	$600 \sim 800 \times \tan \alpha$	$800 \sim 1000 \times \tan \alpha$	$1000 \sim 1200 \times \tan \alpha$
眺望が確保できる建築物などの高さ	-	-	13.5~21.0m	19.9~28.4m	26.3~35.0m	20.9~41.1m

$\tan \alpha = 0.0371$ ※この表の現況地盤高は各ゾーン内にある街区基準点の標高の平均値を参考に計算していますので、具体的に建築等を検討する場合は、計画地の現況地盤高を調査してください。

Ⅲ-4-5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑤夜更森緑地から姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・丘陵地（稲荷山）である夜更森緑地からの眺望は、雄大な姫神山と俯瞰する好摩のまち並みが融合した景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・夜更森緑地から姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。
--

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を夜更森緑地（243m）に設定し、姫神山（1,123m）の山容のうち、標高400mより上部の眺望を保全する。
------	--

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：243m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1°35′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan1°35′ = 0.0275)</p>



Ⅲ-4-6 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑥川崎緑地から姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・丘陵地である川崎緑地は、眼下の松川の流れが姫神山の眺望に奥行きを与えている。 ・北上川沿いの農村を見越して眺望する姫神山は、眺望景観と俯瞰景観が調和したふるさとの景観を形成している。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・川崎緑地から姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を川崎緑地（226m）に設定し、姫神山（1,123m）の山容のうち、標高400mより上部の眺望を保全する。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>建築物高さの上限 $= ((\text{視点場の標高} : 226\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 2^{\circ} 0')$ ー計画地の地盤標高 (注：$\tan 2^{\circ} 0' = 0.0349$)</p>



Ⅲ-4-7 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑦ 渋民公園から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・眼下に見える北上川沿いの樹木や田園地帯を見越して眺望する岩手山は、眺望景観と俯瞰景が調和したふるさとの景観を形成している。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・渋民公園から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・岩手山への俯瞰景観を保全するため、三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。 ・姫神山への俯瞰景観を保全するため、天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

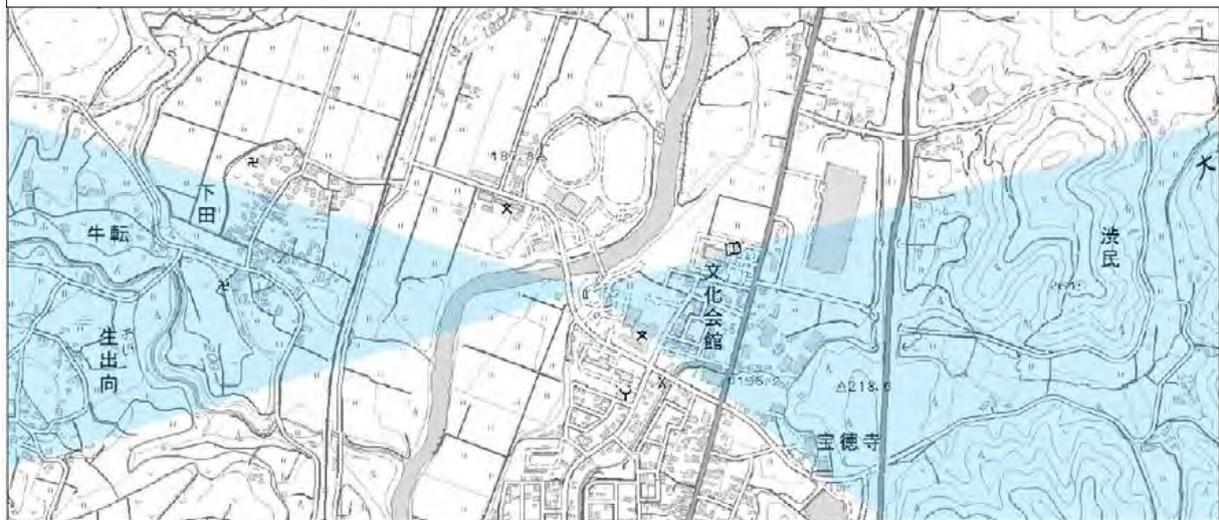
景観形成の基準等

報告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を渋民公園 啄木歌碑前(197m)に設定し、岩手山(2,038m)の山容のうち、標高550mより上部の眺望、また、姫神山(1,123m)の山容のうち標高400mより上部の眺望をそれぞれ保全する。
------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>【岩手山】</p> <p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：197m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1° 55′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan1° 55′ = 0.0334)</p>
<p>【姫神山】</p> <p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：197m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan2° 48′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan2° 48′ = 0.0488)</p>

渋民公園から岩手山・姫神山眺望領域図



Ⅲ-4-8 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ③ 渋民緑地（愛宕山）から岩手山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・玉山地区の愛宕山にある渋民緑地は、雄大な岩手山を背面として、俯瞰景となる渋民のまち並みと田園風景が調和した景観を形成している。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・渋民緑地から岩手山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。
--

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を渋民緑地 展望台（228m）に設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち、標高 550mより上部の眺望を保全する。
------	--

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：228m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1° 43′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan1° 43′ = 0.0299)</p>

渋民緑地（愛宕山）から岩手山眺望領域図



Ⅲ-4-9 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑨柴沢から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・広々とした田園地帯である柴沢から眺望する岩手山と姫神山は、眺望を阻害するものがなく、清々しい印象を与えるふるさとの景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・柴沢から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・岩手山への俯瞰景観を保全するため、三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。 ・姫神山への俯瞰景観を保全するため、天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を市道 舟田一本木線 重要眺望視点場標示板付近 (243m) 設定し、岩手山 (2,038m) の山容のうち標高 550mより上部の眺望、また、姫神山 (1,123m) の山容のうち標高 400mより上部の眺望をそれぞれ保全する。
-------------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>【岩手山】 建築物高さの上限 $= ((\text{視点場の標高} : 243\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 2^{\circ} 8')$ — 計画地の地盤標高 (注 : $\tan 2^{\circ} 8' = 0.0373$)</p> <p>【姫神山】 建築物高さの上限 $= ((\text{視点場の標高} : 243\text{m} + 1.5\text{m}) + \text{視点場から建築物等の各部分までの距離} \times \tan 1^{\circ} 25')$ — 計画地の地盤標高 (注 : $\tan 1^{\circ} 25' = 0.0247$)</p>

柴沢から岩手山・姫神山眺望領域図



Ⅲ-4-10 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑩門前寺から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・広々とした田園地帯である門前寺から眺望する岩手山と姫神山は、眺望を阻害するものがなく、清々しい印象を与えるふるさとの景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・門前寺から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・岩手山への俯瞰景観を保全するため、三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。 ・姫神山への俯瞰景観を保全するため、天峰山視点場付近及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。
--

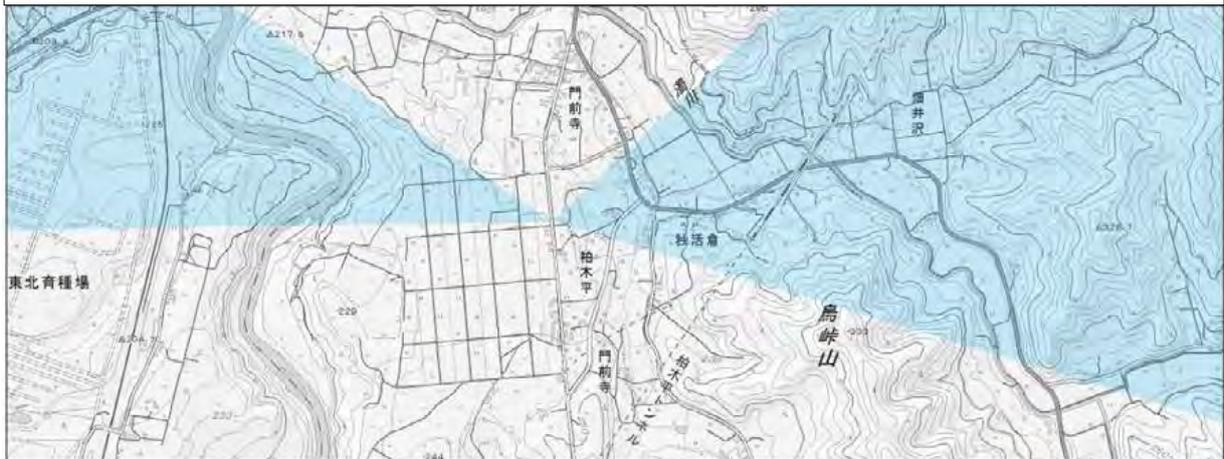
景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を市道 門前寺線 重要眺望視点場標示板付近 (228m) 設定し、岩手山 (2,038m) の山容のうち標高 550mより上部の眺望、また、姫神山 (1,123m) の山容のうち標高 400mより上部の眺望を保全する。
------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>【岩手山】</p> <p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：228m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan1° 48′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan1° 48′ = 0.0313)</p>
<p>【姫神山】</p> <p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：228m+1.5m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan2° 0′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan2° 0′ = 0.0349)</p>

門前寺から岩手山・姫神山眺望領域図



Ⅲ-4-1-1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ①天峰山から岩手山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・標高の高い天峰山から眺望する雄大な岩手山は、眼下に広がるまち並み、農村地帯、山並みを一体として形成され、ほかにはないスケール感の大きさが特徴的な景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

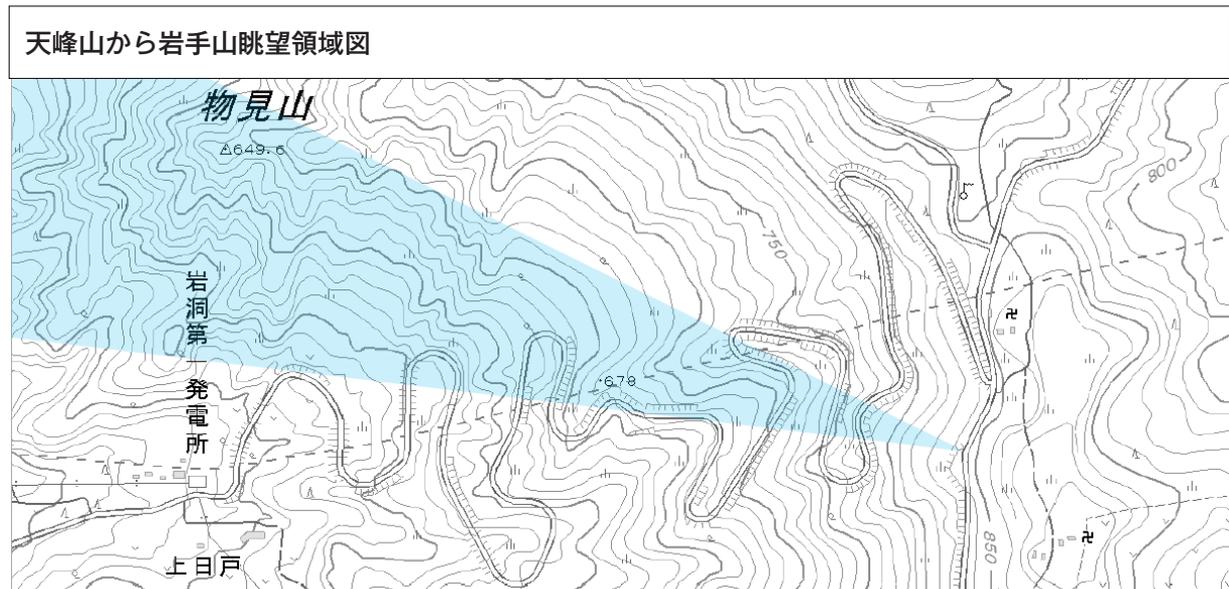
<ul style="list-style-type: none"> ・天峰山から岩手山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・三ツ森山山頂及び鞍掛山山頂を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。

景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を市道 一の渡岩洞湖線 重要眺望視点場標示板付近（845m）に設定し、岩手山（2,038m）の山容のうち標高550mより上部の眺望を保全する。
------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>建築物高さの上限</p> <p>= ((視点場の標高：845m+1.5m) - 視点場から建築物等の各部分までの距離×tan0° 55′) - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan0° 55′ = 0.0160)</p> <p>※視点場から眺望を保全する標高550mは俯瞰となることから、視点場から標高550mを見下ろした場合を想定する。</p>
--



Ⅲ-4-12 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：眺望景観保全地域 ⑫岩洞湖から岩手山・姫神山眺望領域

眺望の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡らしさを代表するふるさとの山の眺望である。 ・岩手山と姫神山が揃って眺望できる貴重な景観である。 ・岩手山と姫神手を背景として、岩洞湖の水辺や湖岸、また標高の低い山並みの稜線が複数介在し、自然豊かで季節の変化を感じることができる景観である。
届出対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。

景観形成の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> ・岩洞湖から岩手山及び姫神山の眺望を確保するため建築物等の高さを規制する。 ・天峰山視点及び高木長嶺を結ぶ眺望領域内の俯瞰景観を保全するため、建築物の外観意匠及び工作物の計画を規制する。
--

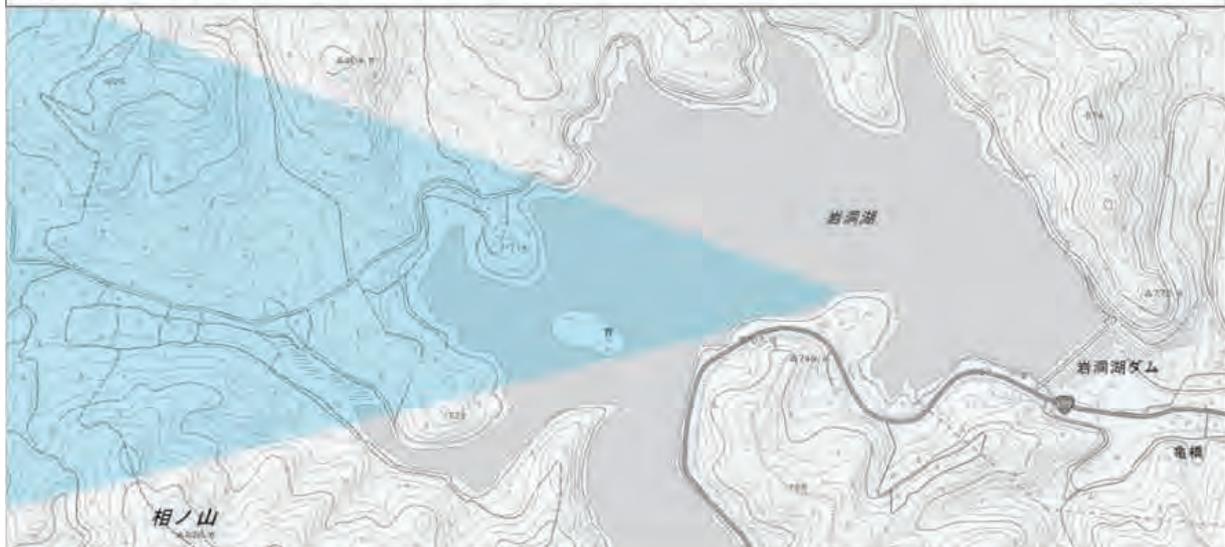
景観形成の基準等

勧告基準	<ul style="list-style-type: none"> ・視点場を岩洞湖レストハウス四阿前(701m)に設定し、岩手山(2,038m)及び姫神山(1,123m)の山谷のうち、岩洞湖周辺(視点場より西側対岸)の標高730mより上部の眺望をそれぞれ保全する。
------	---

* 建築物等の高さ制限の算定式

<p>【岩手山・姫神山】</p> <p>建築物高さの上限</p> <p>= (視点場の標高：701 m + 1.5 m) + 視点場から建築物等の各部分までの距離 × tan0° 57') - 計画地の地盤標高</p> <p>(注：tan0° 57' = 0.0166</p>

岩洞湖から岩手山・姫神山眺望領域図



Ⅲ－５－１ 良好な景観の形成のための制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 北上川

基本方針		「北上川は、市域全域を水と緑により貫き、水量も豊かであり、その河川空間の特徴を活かし、河川敷や橋など周辺との一体性や、川通しの山並み眺望を確保することにより、市街地にあつて身近に自然を感じさせ、潤いの空間としての景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。 ・建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 ・河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 ・建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 ・建築物等の高さについては、各橋上からの岩手山や周囲の山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観形成に配慮すること。 ・建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。
	玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域	
		<ul style="list-style-type: none"> ・視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景となる位置では、視点場からの山容と河川との関係性に配慮し、調和した外観意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、水辺の景観にふさわしいものとすること。 ・屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 ・河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材木町裏石組等の川沿いの歴史的文化的資産を保全した景観に配慮すること。 	
勸告基準	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度（$\tan 20^\circ = 0.3639$）を乗じた数値及び1.5m（人の視線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

Ⅲ-5-2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 雫石川

基本方針		雫石川は、河川敷が広く多くの木々が生き茂り、その河川空間の特徴を活かし、河川敷や橋など周辺との一体性や、川通しの山並み眺望を確保することにより、豊かな自然環境の保全と広大で開放的な空間としての景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。 建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 建築物等の高さについては、各橋上からの南昌山や周囲の山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観形成に配慮すること。 建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、水辺の景観にふさわしいものとすること。 屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
勸告基準	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見たときの圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度（$\tan 20^\circ = 0.3639$）を乗じた数値及び1.5m（人の視線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

Ⅲ－５－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 中津川

<p>基本方針</p>	<p>中津川は、周囲に歴史的な風情を感じさせるまちや橋があり、市民活動などにより河川敷を活用維持されていて、その河川空間の特徴を活かし、河川規模の尺度に沿った河川敷や橋など周辺との一体性や、川通しの山並み眺望を確保することにより、ヒューマンスケール（人的尺度）に調和した身近な自然空間として、親しみをを持って接することが出来る河川としての景観形成を目指します。</p>
<p>届出対象行為</p>	<p>Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。</p>
<p>指針</p>	<p>位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。 ・建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 ・河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 ・建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
<p>高さ</p>	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 ・建築物等の高さについては、各橋上からの愛宕山や南昌山等、周囲の山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。 <p>米内川合流点から東大橋までのゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中津川左岸から見える愛宕山の眺望を尊重すること。 ・中津川右岸道路を視点場とし、妙泉寺山の眺望を確保すること。＊１ ・建築物等の高さが 20m（6 階程度）を超える場合には、その部分についてなるべくスリムな形状とするよう留意すること。＊２ ・中津川左岸の道路を視点場として愛宕山方面を望む範囲において、対岸に建築物等を建築する場合は、隣棟間隔を開ける等して愛宕山の稜線が見えるように配慮すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＊１ 右岸道路とは、浅岸橋をはさんで、上流は盛岡市取水ポンプ場付近、下流は山岸小学校付近までの約 800m の区間とする。妙泉寺山(209.4m)の眺望は、少なくとも山頂付近(200mライン)を対象とする。</p> <p>＊２ スリムとは、視点場と山頂を結ぶ線に直行する壁面等の見え掛かりの面積をなるべく狭くすることをいう。</p> </div> <p>東大橋から 3 河川合流点までのゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上の橋、与の字橋、中の橋、下の橋の橋詰めに面する場所では、橋のたもととしての空間的なゆとりを形成し、特に建築物低層部では極力開放的な形態意匠とすること。 ・中津川左岸道路を視点場とし、愛宕山方面を望むときに、対岸に見える建築物等は、棟間の間隔を開ける等して、愛宕山の稜線が見えるようにすること。 ・与の字橋右岸端を視点場として、愛宕山（山頂 196m）の標高 174m ライン以上の眺望を確保すること。
<p>形態・意匠</p>	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観形成に配慮すること。 ・建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 ・橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2 階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。

指 針	形態・意匠	東大橋から3河川合流点までのゾーン ・河川に面する建築物の1, 2階部分をやわらかい形態意匠とし、水辺の景観に調和するよう配慮すること。
	色彩	・色彩は、水辺の景観にふさわしいものとする。 ・屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	・屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	共通 ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 ・河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するように配慮すること。
		米内川合流点から東大橋までのゾーン ・河川や河川沿いの道路に面する建築物の敷地では、川側前面に十分な植栽を行う等、河川景観の向上に配慮すること。
東大橋から3河川合流点までのゾーン ・河川や河川沿いの道路に面する建築物の敷地では、川側前面に憩える小空間の確保や十分な植栽を行う等、河川景観の向上に配慮すること。		
建築設備	・河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。	
勸 告 基 準	高さ	・河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度 ($\tan 20^\circ = 0.3639$) を乗じた数値及び1.5m (人の視線の平均的高さ) を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備 考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

Ⅲ－５－４ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 北上川・雫石川・中津川3河川合流点

基本方針		3河川合流点は、本市の中心部にあり広大な空間的広がり特徴で、新幹線車上からの眺望により、まちの姿を印象付ける場所ともなっていることから、河川の空間的広がり都市の整序感を大切に景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとする。 建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 北上川右岸で新幹線沿いに近接する土地の利用は至近景となることから、出来る限り大規模な建築物等の計画を避け、又は屋上工作物や塔屋等、建築物の屋上の形態及び意匠に十分な配慮をすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観に配慮すること。 建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 橋のもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、水辺の景観にふさわしいものとする。 屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 河川合流点及び周辺の河岸においては、出来る限り屋上広告物の設置を避けること。
	勸告基準	高さ
色彩		<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
建築設備		<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

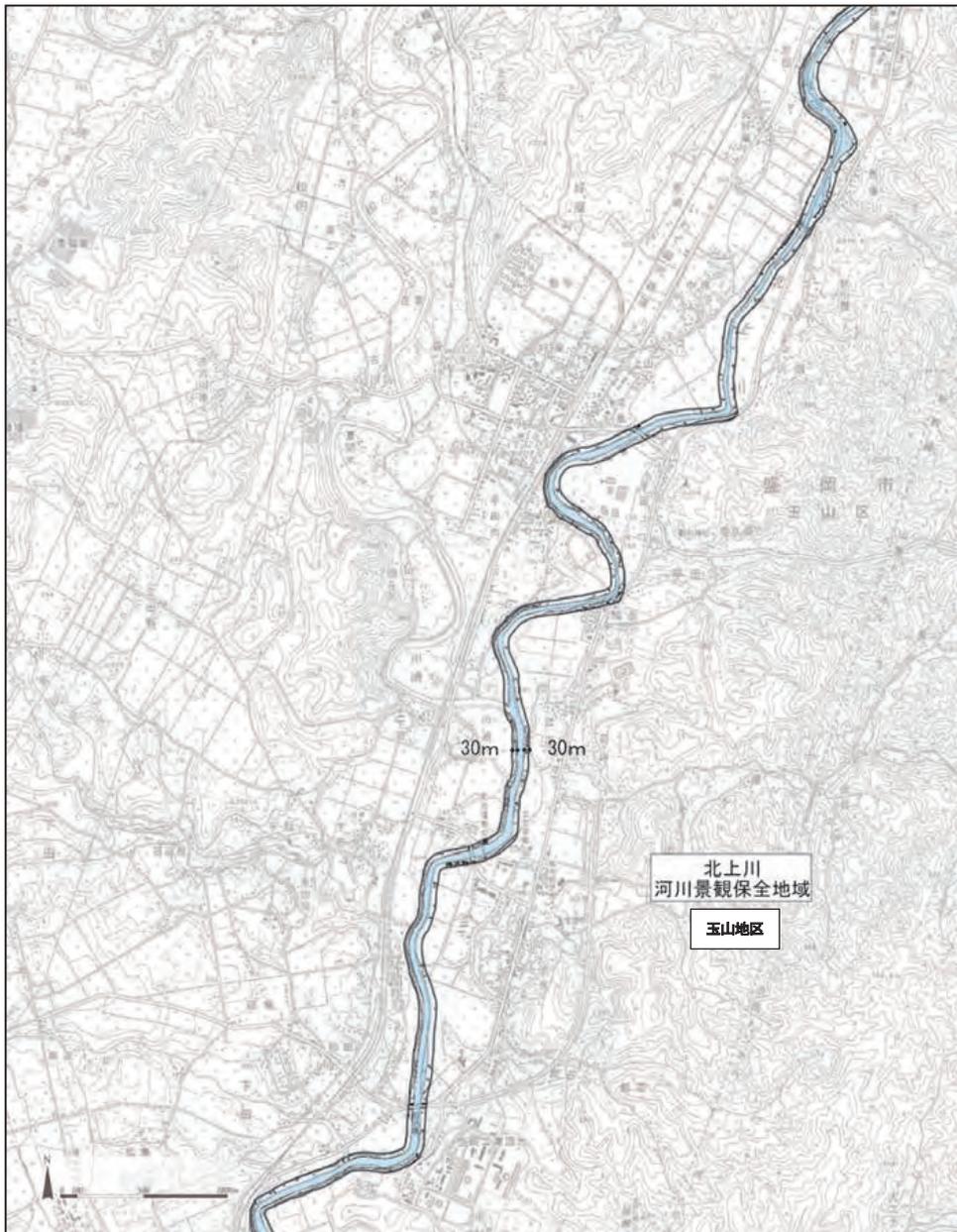
Ⅲ-5-5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 各地域の河川、湖沼、水辺の景観

基本方針		各地域を流れる河川や湖沼などの水辺の景観は、周囲の緑とともにまちにやすらぎと潤いを与えていることから、親水性を大切にし、やわらかで清涼感のある景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとすること。 建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 建築物等の高さについては、各橋上からの山並み眺望への影響を踏まえて計画すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観に配慮すること。 建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。
		<p>玉山重要眺望地点から岩手山・姫神山眺望景観保全地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 視点場からの眺望景観保全領域内において、特に俯瞰景となる位置では、視点場からの山容と水辺との関係性に配慮し、調和した外観意匠とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、水辺の景観にふさわしいものとすること。 基調色として、避けるべき色彩は使わないこと。 屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 河川と建築物等の間には、緑地やオープンスペース等を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。 建築物等の背面に河川がある場合には、河川の対岸からみて露出した印象とならないよう、積極的に緑化すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
勸告基準	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度（$\tan 20^\circ = 0.3639$）を乗じた数値及び1.5m（人の視線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。

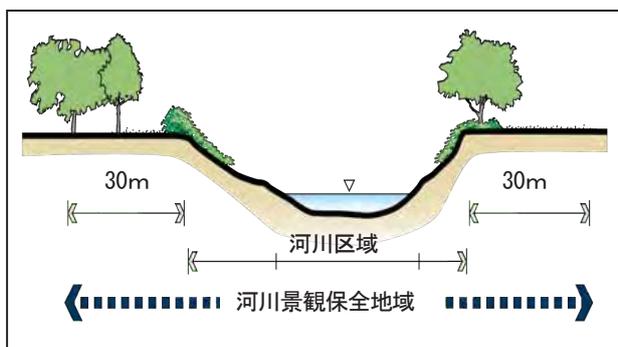
勸告基準	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	<p>※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ—5—1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（玉山地区：北上川）

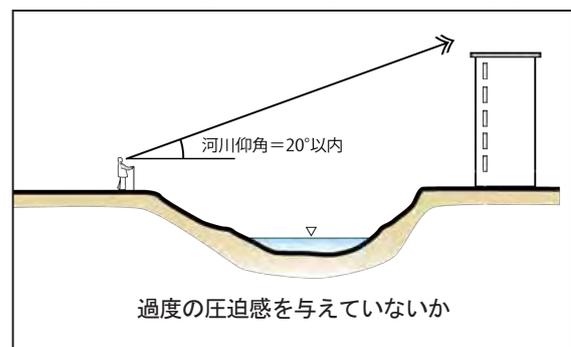


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

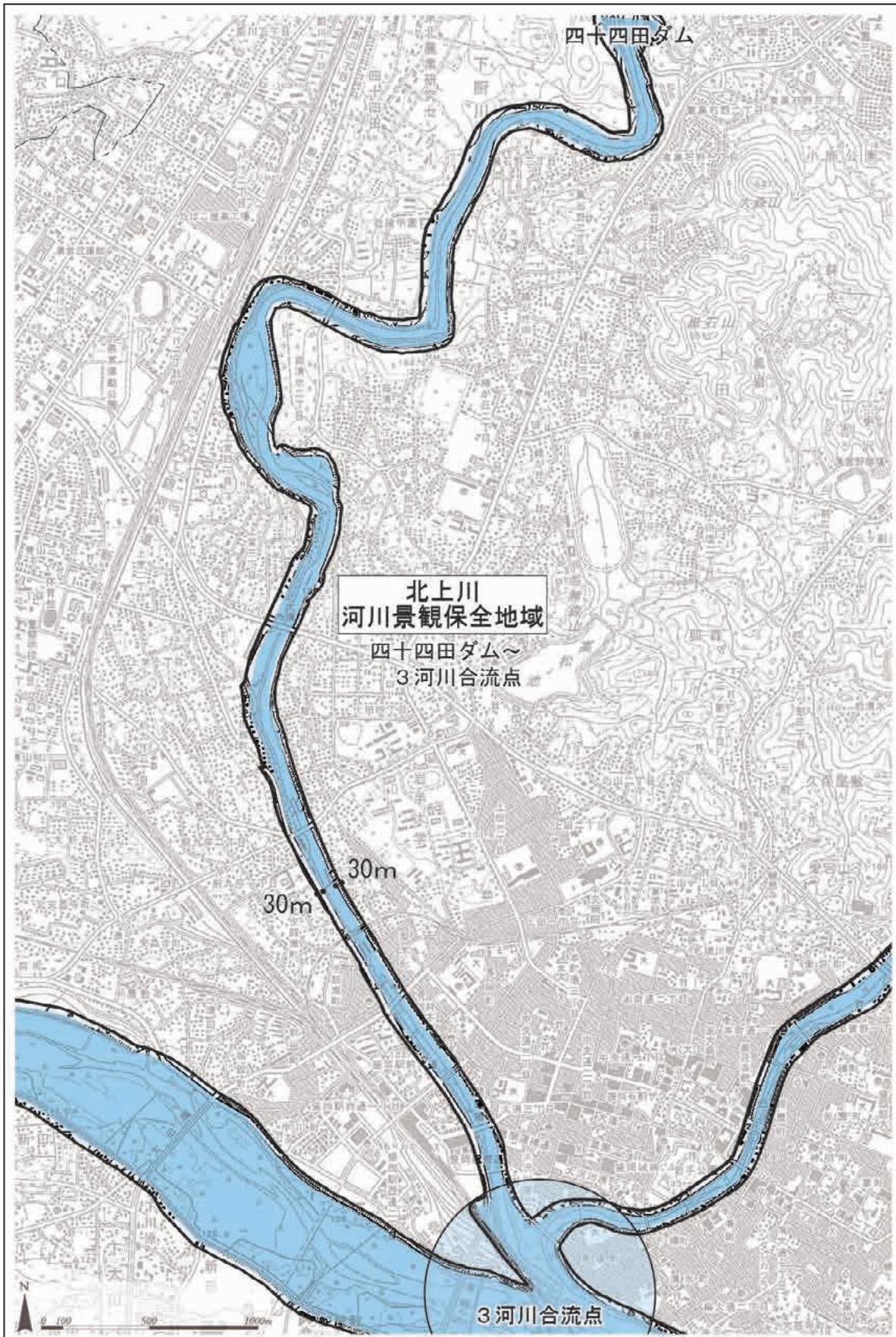
河川景観保全地域（河川区域及びその両側30mの範囲）



行為の制限の一例（高さ：河川対岸からの圧迫感低減）

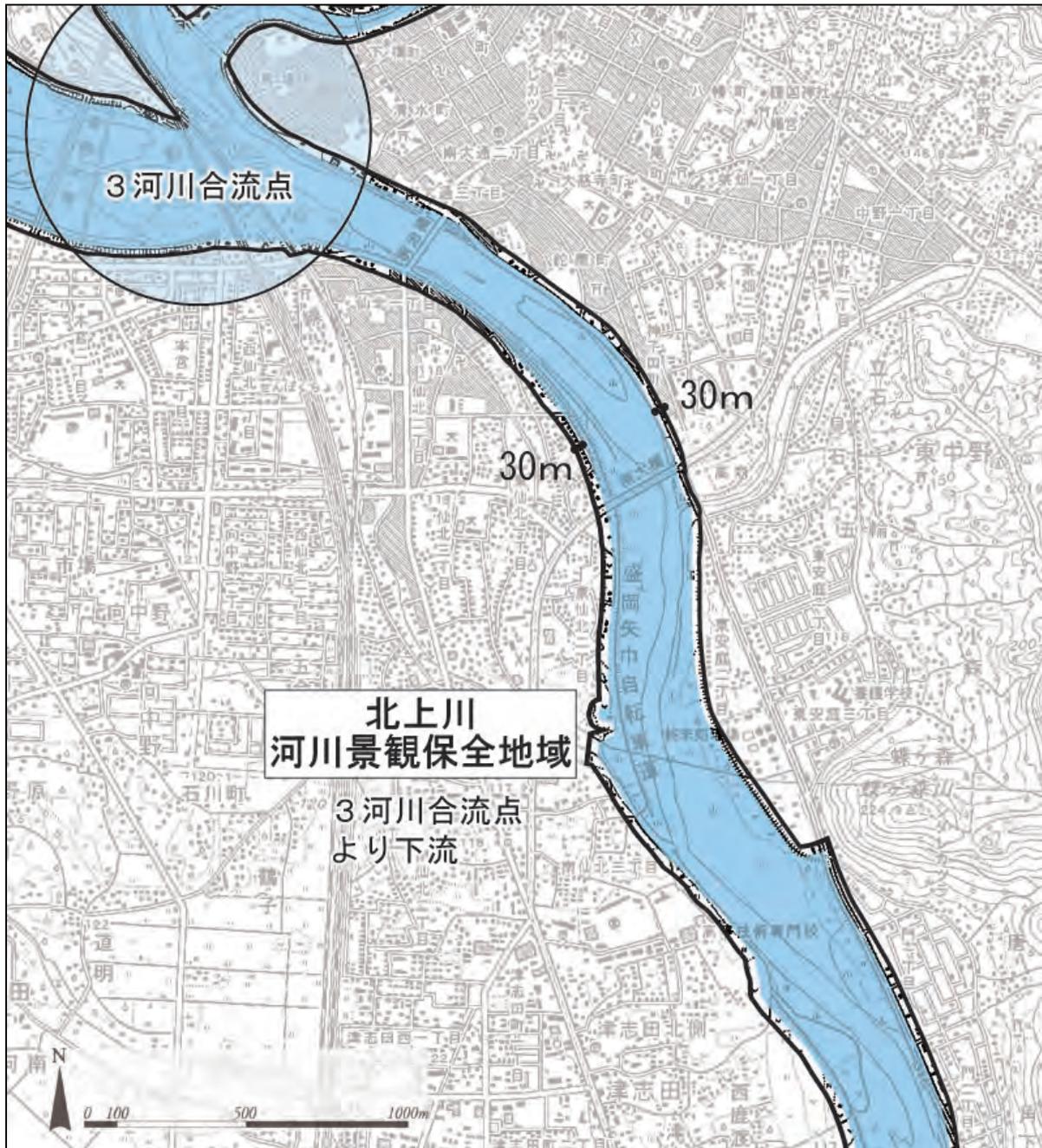


Ⅲ-5-1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（北上川：四十四田ダム～3河川合流点）



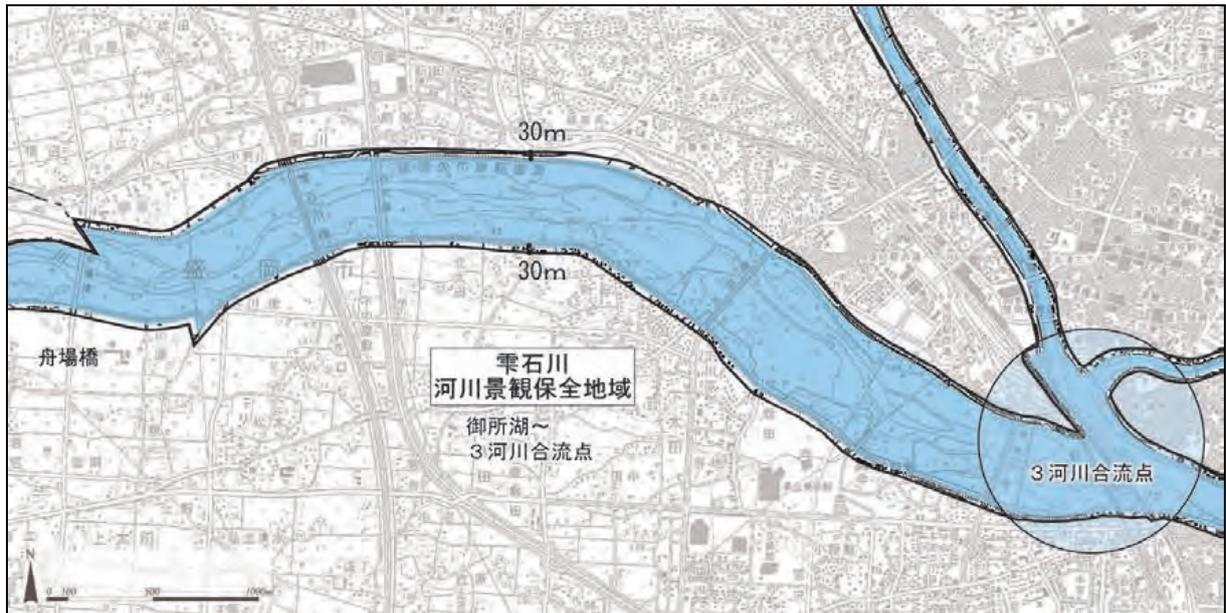
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復，第790号）」

Ⅲ-5-1 景観形成重点地域：河川景観保全地域（北上川：3河川合流点より下流）



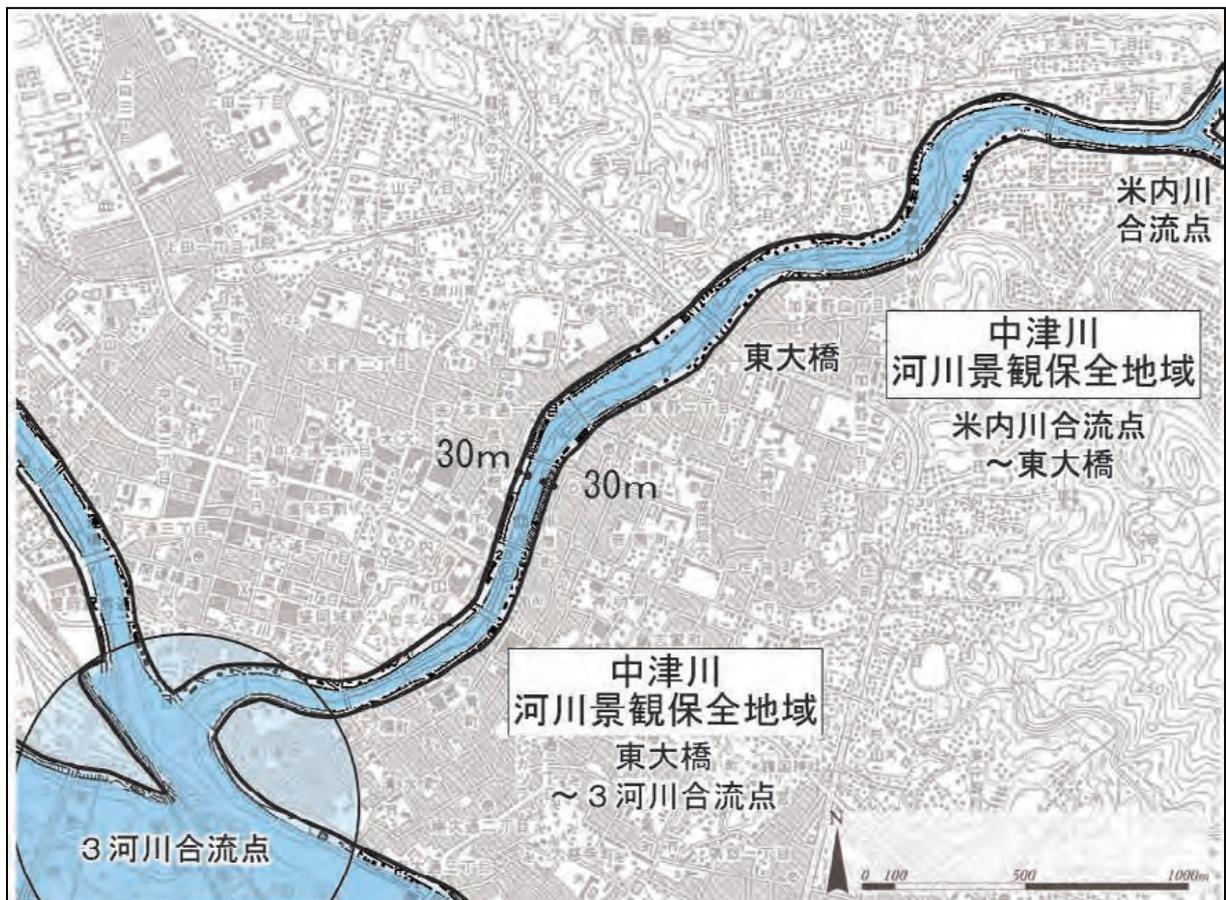
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復 第790号）」

Ⅲ-5-2 景観形成重点地域：河川景観保全地域（雫石川）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

Ⅲ-5-3 景観形成重点地域：河川景観保全地域（中津川）



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

Ⅲ－６－１ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 盛岡城跡公園とその周辺ゾーン

基本方針		盛岡城跡公園は、盛岡の象徴的存在であり、お城を中心とした城下町としての成り立ちを大切にするため、周囲の建築物等に対し、配置や色彩及び高さの景観的誘導により、城跡の石垣や緑が醸し出す落ち着いたきと風格に調和した景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡城跡を中心とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。 盛岡城跡周辺では、敷地前面にオープンスペースを確保することにより、お城が眺められるゆとりを創出するとともに、連担する建築物の壁面の位置の統一に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 盛岡城跡周辺では、お城の眺めが阻害されないよう、建築物の高さに配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や塀等については、伝統的雰囲気と調和するよう配慮すること。 地域全体を一体的に結びつける共通性を志向した規模、形態、意匠及び色彩に配慮すること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的素材感を生かし、歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。 建築物の外壁や工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 建築物等は、歴史的景観との調和を基本とし、反射する素材など過度に目立つものを極力避けること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材について、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な雰囲気との調和が十分に配慮されたものとする。（城跡、石垣、池、神社、清水、川、橋との調和、建築物の規模・形状・色彩のデザインや石垣からの引きの距離など） 全体が一体となった歴史的な雰囲気に配慮を行うこと。（建築物の高さ、壁面位置、色彩への配慮）
勸告基準	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いたきのある色調とすること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

Ⅲ－６－２ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 北山ゾーン

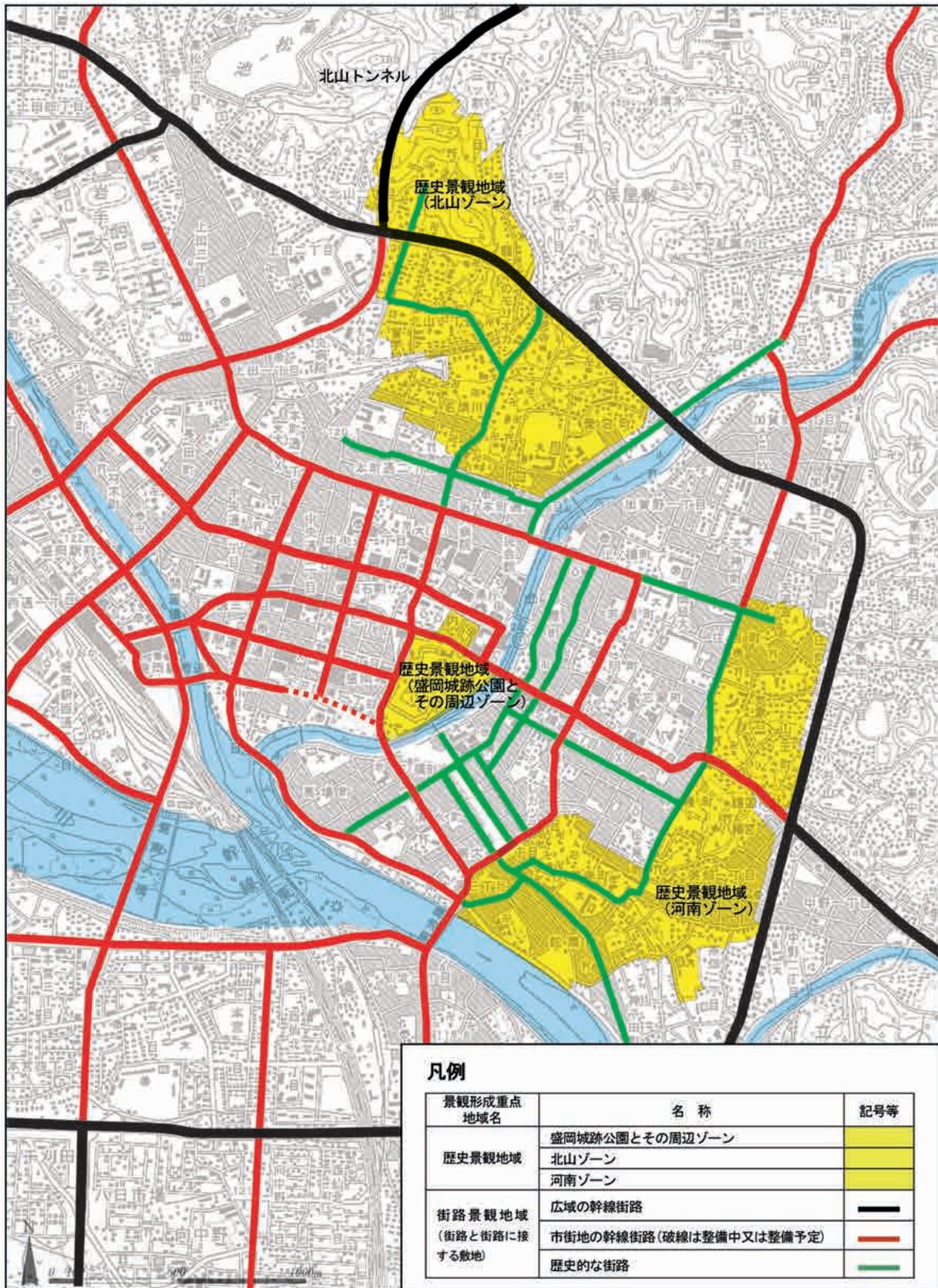
基本方針		北山周辺の寺院群は、寺社建築、塀、樹木が一体となって落ち着いた佇まいを醸し出していることから、建築物等に適切な高さ誘導、形態意匠、色彩の配慮により、伝統文化を色濃く残すまち並みを維持向上するような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・寺院群を核とする歴史的情緒のある景観との関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	高さ	・寺社群の屋根並みの調和に配慮し、建築物等の高さは、隣接又は当該地域の寺院群の高さを超えないこと。
	形態・意匠	・建築物等の形態及び意匠については、極力、和風の勾配屋根とするよう配慮すること。 ・前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。 ・駐車場の外周及び自動車庫庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないよう、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、歴史的景観との調和に配慮すること。
	素材	・寺社の伝統的素材と同様の素材を用い、又はこれに準じた歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。
	緑化	・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	・屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとすること。
	その他	・建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
勸告基準	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	・道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

Ⅲ－６－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：歴史景観地域 河南ゾーン

基本方針		城下町盛岡の暮らしを今に伝える町家や様々な景観資産を残す河南地域は地域固有の景観を大切にするため、周辺一体が落ち着いたまち並みとして、現代に息づく暮らしの中に歴史性が活かされながら維持されるような景観の形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・ 寺社や旧城下町の風情を残す歴史的まち並みとの関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	高さ	・ 建築物等の高さについては、寺社や歴史的まち並みの歴史的景観に調和するよう、極力、低層とすること。
	形態・意匠	・ 建築物等の形態及び意匠については、極力、和風の勾配二段屋根とするよう配慮すること。 ・ 前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。 ・ 駐車場の外周及び自動車庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないよう、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、歴史的景観との調和に配慮すること。 ・ 建築物や塀等を伝統的雰囲気合ったものとする。
	素材	・ 寺社や伝統的町家の素材と同様の素材を用い、又はこれに準じた歴史的景観に調和した素材とするよう配慮すること。
	緑化	・ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	・ 屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとする。
	その他	・ 建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
	勸告基準	色彩
建築設備		・ 道路及び公衆が望見出来る位置に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

全体図：景観形成重点地域／歴史景観地域



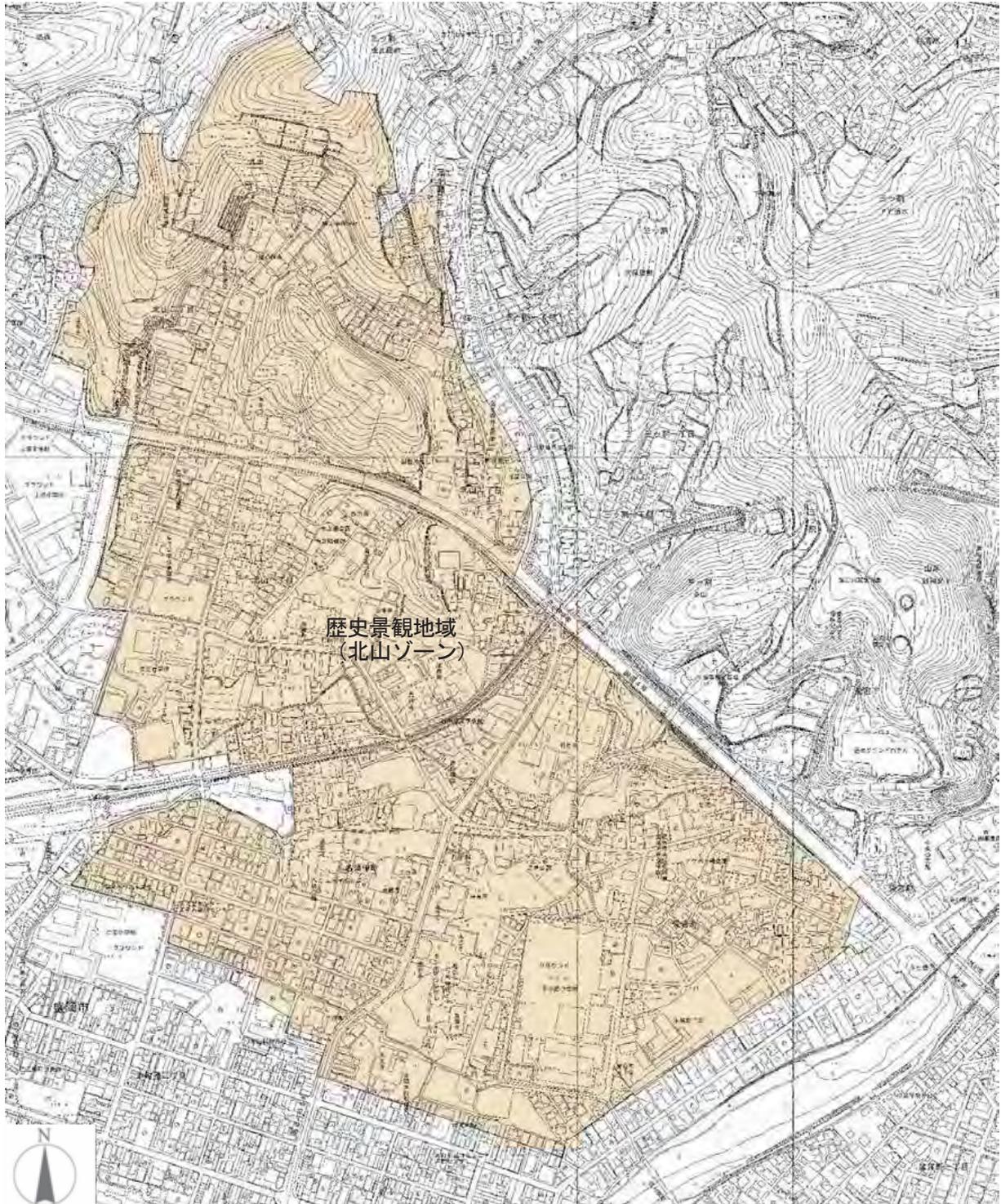
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号: 平20業復, 第790号)」

Ⅲ-6-1 景観形成重点地域：歴史景観地域 盛岡城跡公園とその周辺ゾーン



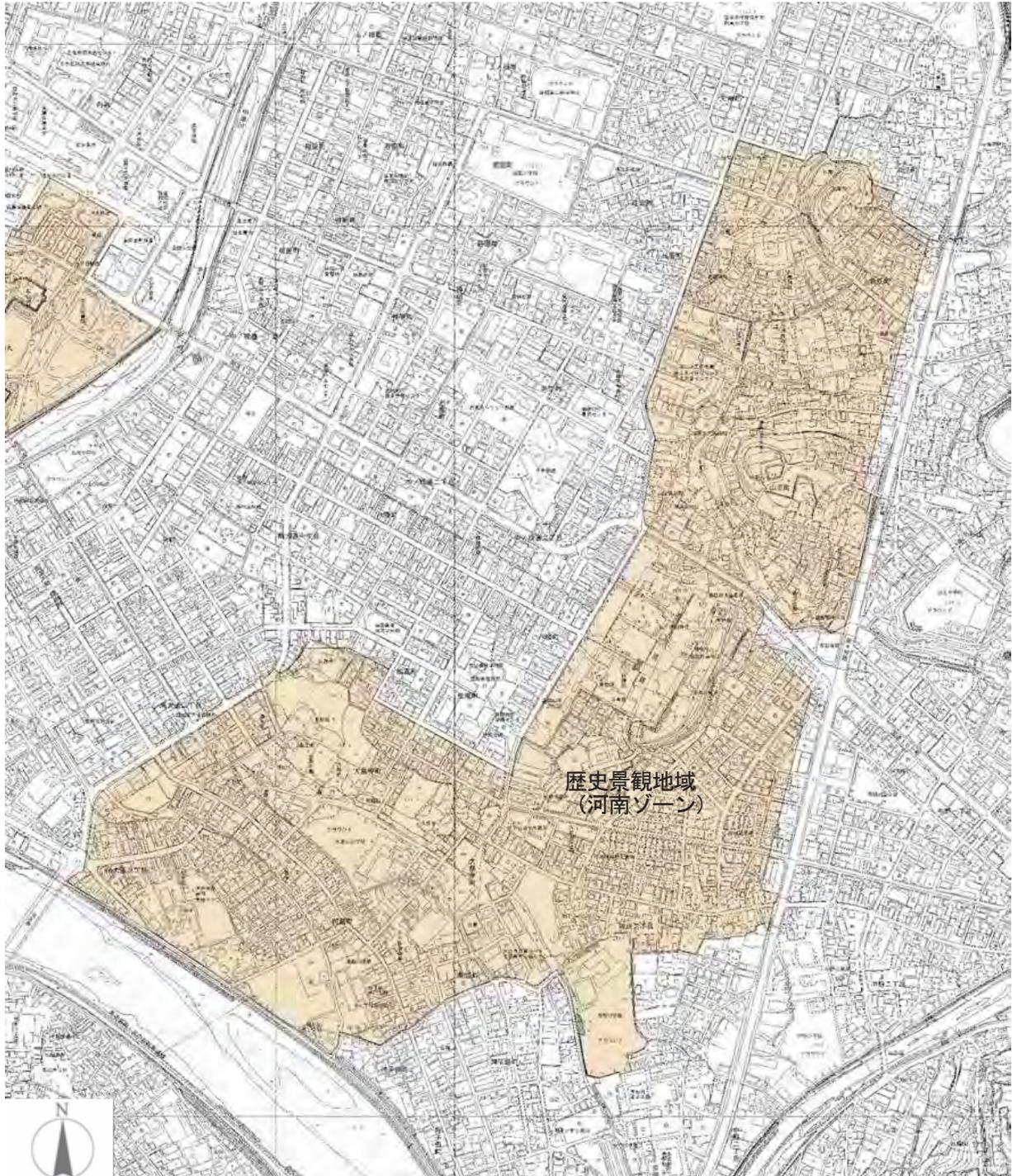
「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

Ⅲ-6-2 景観形成重点地域：歴史景観地域 北山ゾーン



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1(5,000分の1,10,000分の1)地形図を使用したものである。(承認番号)平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

Ⅲ-6-3 景観形成重点地域：歴史景観地域 河南ゾーン



「このデータは、岩手県の承認を得て岩手県所有の2,500分の1（5,000分の1、10,000分の1）地形図を使用したものである。（承認番号）平成17年6月20日岩手県指令第8-2号」

Ⅲ-7-1 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：街路景観地域 広域の幹線街路

基本方針		広域の幹線街路は道路幅員が広く交通量も多いことから、周囲の建築物や屋外広告物の設置などに適切な景観誘導を行い、整然として開放的な公共空間としての景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場及び自動車車庫の出入口については、通行の安全に留意するとともに、周囲のまち並との適切な連担性に配慮すること。 ・共同住宅、事務所等の中高層建築物等及び集客施設等においては、住戸数又は集客数に対応出来る十分な駐車場の確保に配慮するとともに、境界部の緑化等に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・山並みの見通し景(ヴィスタ)が確保されるよう、建築物、工作物及び屋上工作物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態等について配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあつてはアイストップとなることに留意した意匠とし、また植栽等による修景を行うこと。 ・道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか、又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 ・街路景観にゆとりをもたせるため、敷地前面のオープンスペースの確保に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根及び壁面では、基調色として避けるべき色彩は使わないこと。（用途地域（※1）の商業・近隣商業地域を除く）
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・前庭及び前面空地等での植栽計画に当たっては、樹木、植栽が連担するよう配慮すること。 ・出来る限り敷地前面には、中高木の植栽をすること。 ・沿道型の商業施設等においては、道路から壁面を後退させ、中高木緑化を行うよう配慮すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した地上やバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の規模と屋外広告物の大きさのバランス、デザイン、色、方向等、屋外広告物の配置及びデザインの配慮を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の交差点に接する敷地において建築物を建築する場合は、建築物の正面性や前面の植栽、屋外広告物のデザインに配慮し、快適な街路景観の創出に努めること。 ・建築物等の前面のオープンスペース、壁面の後退、入隅、アルコーブ、歩道との連続性、植栽、ショーウィンドウ、1、2階部のデザイン、車輛等の出入口等、歩行者にとって快適な空間を提供するよう配慮すること。
勸告基準	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	<p>※1「用途地域」は、都市計画法第8条第1項に規定する地域地区をいう。</p> <p>※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ-7-2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：街路景観地域 市街地の幹線街路

基本方針		日常的に利用される幹線街路は、歩行者から自動車まで様々な利用形態があるため、それぞれの場所性に留意し、通行上の利便性や、道路空間が安全で快適であるよう建築物や屋外広告物等の配置や形態、色彩を適切に調和するような景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ-9 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> 山並みの見通し系(ヴィスタ)の確保及び道路空間への圧迫感を軽減するため、敷地前面にオープンスペースを確保するとともに、連担する建築物の壁面の位置の統一に配慮すること。 駐車場の外周及び自動車庫庫の出入口については、交通の安全に留意するとともに、周囲のまち並との適切な連担性に配慮すること。 共同住宅、事務所等の中高層建築物等及び集客施設等においては、住戸数又は集客数に対応出来る十分な駐車場の確保に配慮するとともに、境界部の緑化等に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 山並みの見通し景(ヴィスタ)が確保されるよう、建築物、工作物及び屋上工作物等(以下「建築物等」という。)の位置、規模、形態等について配慮すること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 道路の突き当りの敷地等、アイストップとなるような建築物にあってはアイストップとなることに留意した意匠とし、また植栽等による修景を行うこと。 道路の角地に位置する敷地において建築物を建築する場合は、出来る限り建築物の配置や壁面を角地から後退させるか、又は建築物の壁面に入隅を設ける等、角地のゆとりに配慮すること。 街路景観にゆとりをもたせるため、敷地前面のオープンスペースの確保に配慮すること。 道路に面する建築物の1、2階部分及び車輛の出入口等、歩行者の目線に近い低層部のデザインに特に留意すること。 屋根、軒及び壁面の位置、形態及び意匠等に共通性のあるまち並みでは、これらを継承し、屋根、軒及び壁面の連担性に配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び壁面では、基調色として、避けるべき色彩は使わないこと。(用途地域(※1)の商業・近隣商業地域を除く)
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 前庭及び前面空地等での植栽計画に当たっては、樹木、植栽が連担するよう配慮すること。 出来る限り敷地前面には、中高木の植栽をすること。 沿道型の商業施設等においては、道路から壁面を後退させ、中高木緑化を行うよう配慮すること。 建築物等が建ち並ぶ街路では、建築物の隣棟間に植樹出来るよう工夫すること。 オープンスペースの多い駐車場等では、街路に面して植栽を施す等、まち並みの連続性を保つよう配慮すること。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した地上やバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないうちに柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の規模と屋外広告物の大きさのバランス、デザイン、色、方向等、屋外広告物の配置及びデザインの配慮を行うこと。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路の交差点に接する敷地において建築物を建築する場合は、建築物の正面性や前面の植栽、屋外広告物のデザインに配慮し、快適な街路景観の創出に努めること。 建築物等の前面のオープンスペース、壁面の後退、入隅、アルコーブ、歩道との連続性、植栽、ショーウィンドウ、1、2階部のデザイン、車輛等の出入口等、歩行者にとって快適な空間を提供するよう配慮すること。

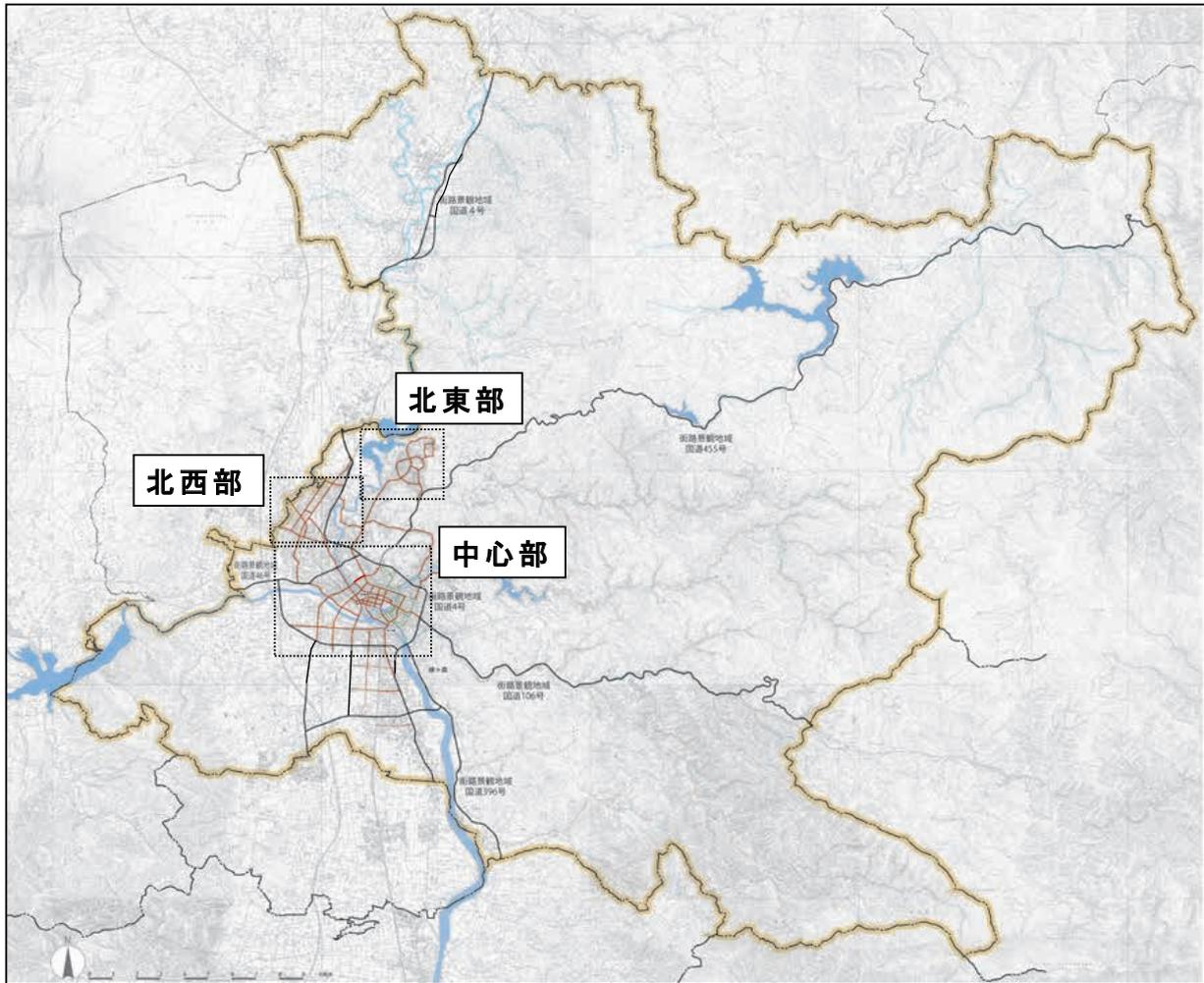
勸告基準	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	<p>※ 1 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項に規定する地域地区をいう。</p> <p>※ 各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。</p>	

Ⅲ－７－３ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：街路景観地域 歴史的な街路

基本方針		城下町としての名残をとどめる五の字の町割りや街道は、盛岡固有の景観であり、その場にしかない落ち着いた風情が感じられることから、素材、色彩、壁面の位置等のきめ細かい配慮により、歴史性のある佇まいが、現代の生活文化、暮らしに活用され維持保全されるような景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・ 寺社や旧城下町の風情を残す歴史的まち並みとの関係を十分に意識し、建築物、工作物及び屋外広告物等（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観と調和するよう配慮すること。
	高さ	・ 歴史的なまち並みを継承するため、建築物等の高さを低層に抑える配慮をすること。
	形態・意匠	・ 屋根、軒及び壁面の位置、形態及び意匠等に和風の共通性のあるまち並みでは、これらを継承し、屋根、軒及び壁面の連担性に配慮すること。 ・ 旧城下町の町割を今に残すクランク型の道路の角地に接する敷地においては、建築物の正面性を重視するとともに、旧町名又は界隈の場所性から醸し出される風情に調和した和風の建築物の意匠に配慮すること。 ・ 建築物の形態及び意匠については、極力、和風の二段屋根とするよう配慮すること。 ・ 駐車場の外周及び自動車庫車庫については、交通の安全や防犯に配慮の上、前面道路等に露出させないよう、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 近傍に歴史的な建造物等の景観資産がある場合は、景観資産としての価値を引き立て、かつ共通性を創造していく配慮をすること。
	色彩	・ 色彩は、無彩色又は彩度の低い素材感のあるものとし、城下町の歴史的景観に調和させるよう配慮すること。
	素材	・ 前面道路及び公衆から望見出来る敷地境界部の塀は、土塀、板塀、築地塀及び生け垣等とし、和風の形態、意匠及び色彩に配慮すること。
	緑化	・ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。
	屋外広告物	・ 屋外広告物については、極力、自己の用に供する広告物のみとし、位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、歴史的景観との調和に配慮したものとすること。
	その他	・ 建築物等の解体撤去後の跡地については、更地のままとせず、歴史的景観に調和したかき又はさく等で目隠しを行い、周辺のまち並みとの連担性に配慮すること。 ・ 物干し場等、私的な空間を直接公共空間へ露出させない工夫をすること。
勸告基準	色彩	・ 屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・ 建築物等の色彩は、歴史的景観と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	・ 道路に面した敷地内の地上、屋根上及び壁面には建築設備等を極力設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、建築物等の意匠及び色彩等に調和した目隠し等により遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	

全体図 景観形成重点地域：街路景観地域

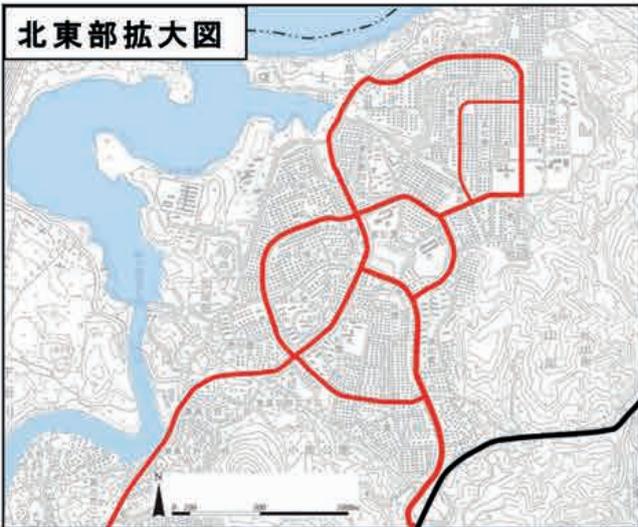


「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20業復、第790号）」

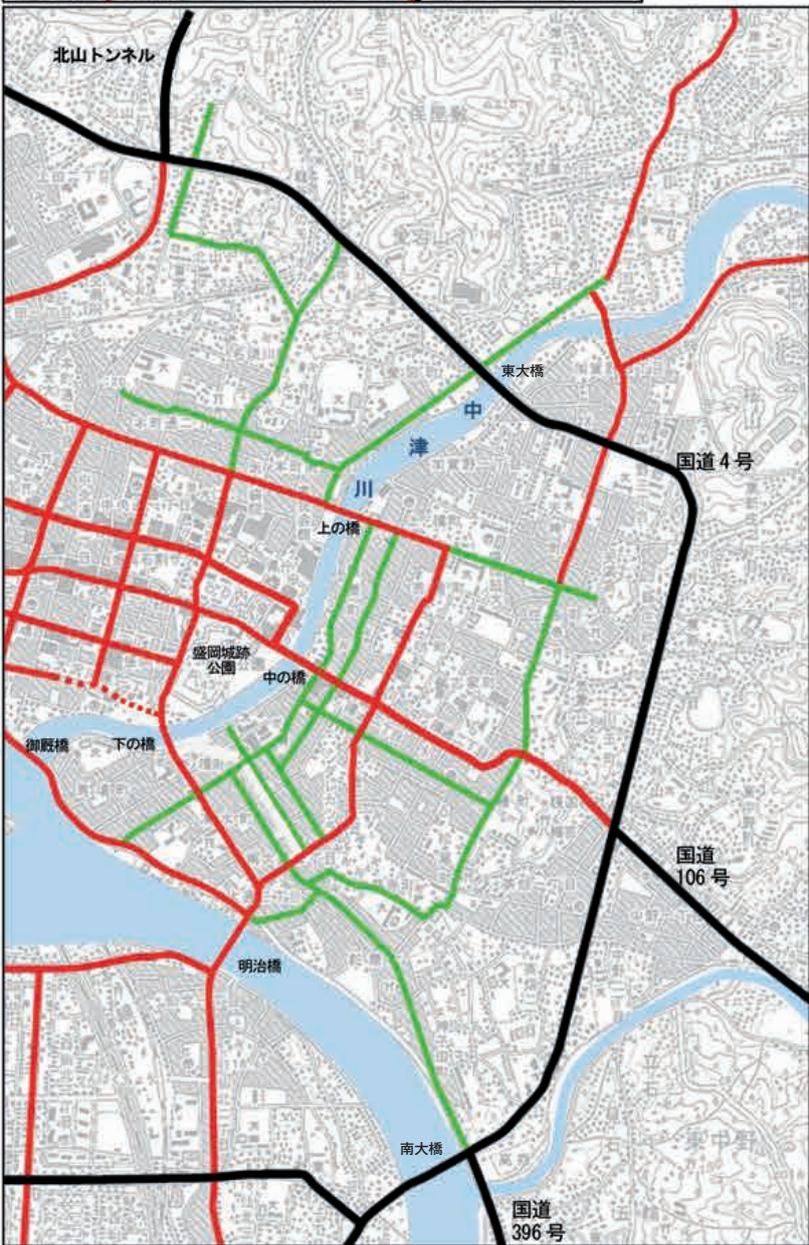
凡例

景観形成重点地域名	名称	記号等
街路景観地域	広域の幹線街路	—
	市街地の幹線街路(破線は整備中又は整備予定)	—
	歴史的な街路	—

*街路景観地域は着色した街路及び当該街路に接する敷地とする。



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、『同院発行の数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平20 業復 第790号）」



凡例

景観形成重点地域名	名称	記号等
街路景観地域	広域の幹線街路	—
	市街地の幹線街路 (破線は整備中又は整備予定)	—
	歴史的な街路	—

*街路景観地域は着色した街路及び当該路地に接する敷地とする。

Ⅲ－８ 関連行為別の制限に関する事項

Ⅲ－８－１ 工作物の建設等

対象物件

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板その他これらに類するもの
- ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、飼料等の貯蔵施設
- ・汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設
- ・自動車車庫の用途に供する立体的な施設
- ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの
- ・風力発電設備
- ・太陽光発電設備

指針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な眺望点からの山並みの眺望を妨げないよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線を保全するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和のとれた形態及び意匠とするよう配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・基調色として避けるべき色彩を使わないこと。 ・自然景観と調和する色彩とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・工作物の外構部や周辺を緑化すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・単体としての広告物及び工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。 ・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 ・工作物に付帯する屋外広告物は、極力、抑制すること。 ・近傍に景観資産がある場合は、工作物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。
勸告基準	位置	<p>眺望景観保全地域共通※各地域の基準に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望領域内において、視点場から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。 <p>歴史景観地域共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、寺社等の歴史的な建造物等から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。

勧告基準	高さ	河川景観保全地域共通 ・河川景観保全地域に設置される風車の高さは、各河川の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項における勧告基準を準用とし、その制限の高さ以下とする。
	色彩	・工作物の色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。

Ⅲ－８－２ 特定照明等

対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明 ・大容量光源（サーチライト（以下「特定照明」という。））
------	---

指針	屋外照明	・星空の美しさを阻害しないよう、屋外照明の光は下向きにし、上方光束は避けること。
	特定照明	・商業目的のサーチライトは設置しないこと。
勧告基準	—	—

Ⅲ－８－３ 開発行為等

対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・土地の形質の変更 ・屋外における物件の堆積 ・鉱物の掘採又は土石の採取
------	--

指針	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。 ・駐車場等では積極的な中高木緑化をすること。（緑化により空間を分節する。）
	屋外における物件の堆積	・堆積物は出来る限り、高さ5m以下、かつ面積1,000㎡以下とし、安全確保はもとより、周辺から見て、不快感を与えないように、緑化等により修景すること。
	鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう樹木または塀等で修景すること。 ・掘採及び採取後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化等で自然を復元すること。
勧告基準	—	—

別表第1：色彩・素材

1. 避けるべき色彩（彩度の高い色）

R（赤）系の色相で，彩度が4を超えるもの
YR（黄赤）系の色相で，彩度が6を超えるもの
Y（黄）系の色相で，彩度が4を超えるもの
GY（黄緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
G（緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
BG（青緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
B（青）系の色相で，彩度が2を超えるもの
PB（青紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
P（紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
RP（赤紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの

- 左表に示した記号及び彩度の数値は，マンセル表色系に基づくものです。次ページに，マンセル表色系及び色等についての説明を掲載しています。
- 避けるべき色彩（彩度の高い色）は，建築物の外壁や屋根等の大面積で使用すると，非常に目立ち周囲への景観的影響が大きいことから，最も大きい面積に用いる基調色としての使用を避けるべき色として，第三章の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の中で避けるべき色彩としています。
- 自然素材の色の場合は，左表の対象から除きます。

2. 推奨する素材・色彩

- ・自然素材：石，土，木材，れんがなど自然にある素材を用いた資材や建材及びそれに準ずる色彩。
- ・伝統的素材：塗り壁，焼成瓦，銅板葺き及び伝統的建築物に用いられている資材及びそれに準ずる色彩。
- ・無彩色：灰色等の無彩色系の色彩。（明度の高い色（純白に近い色）は，光の反射性が高く建物が浮き立って見える場合があるため，使用する際は注意が必要です。）

落ち着いた色調の建物の例

（※写真は，市都市景観賞受賞作品等から紹介しています。）



自然素材・伝統的素材を使用している建物の例



無彩色を基調とした建物の例



マンセル表色系：色彩を「色みー色相」, 「明るさー明度」, 「色の強さー彩度」の3つの組み合わせで1つの色を表すシステムのことです。言葉では正しく伝わりにくい色を的確に伝えるために、このマンセル表色系を用い、色を表すこととします。

色相

色合い、色味を示し R(赤)・Y(黄)・G(緑)・B(青)・P(紫)の5つに大別し、さらにその中間色の YR(黄赤)・GY(黄緑)・BG(青緑)・PB(青紫)・RP(赤紫)の5つを設け、10色相としています。

(右図の色相環では、さらに YR(黄赤)の色相を10分割して表しています。)

明度色彩の明るさのことで、その明るさを0から10までの数値で示します。完全吸収の黒0、完全反射の白を10で表します。

彩度

色彩の鮮やかさのことで、数値が大きくなるほど鮮やかな色を表します。最も彩度の高い色を純色といい、この最高彩度は、色相により数値が変わり、赤系では14程度、青系では9程度となります。

基調色 (ベースカラー)

配色の中で、外観の中心となる最も大きい面積に用いる色を指します。

副基調色 (サブカラー)

基調色とアクセントカラーをつないで安定させる役目の色で、全体の1/4(25%)以下を占める色を指します。(各色相において、基調色として使用可能な範囲の中で、明度3未満を推奨します。)

アクセントカラー

小面積で、全体を引き締めたりきわ立たせたりするために、アクセントとして使う色を指します。(各色相において、最大彩度より4度以上低い彩度を推奨します。

例えば、最大彩度が14の場合、 $14-4=10$ 、彩度10以下となります。)

マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を色相、

明度、彩度の順に表します。

例えば、

ゴワイアルロク の サン
5 YR 6 / 3
色相 明度 彩度

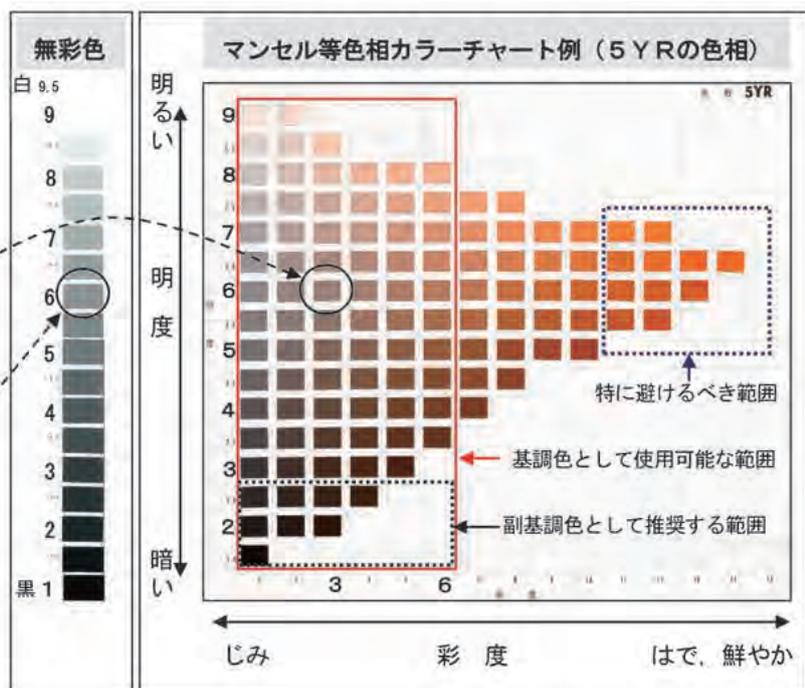
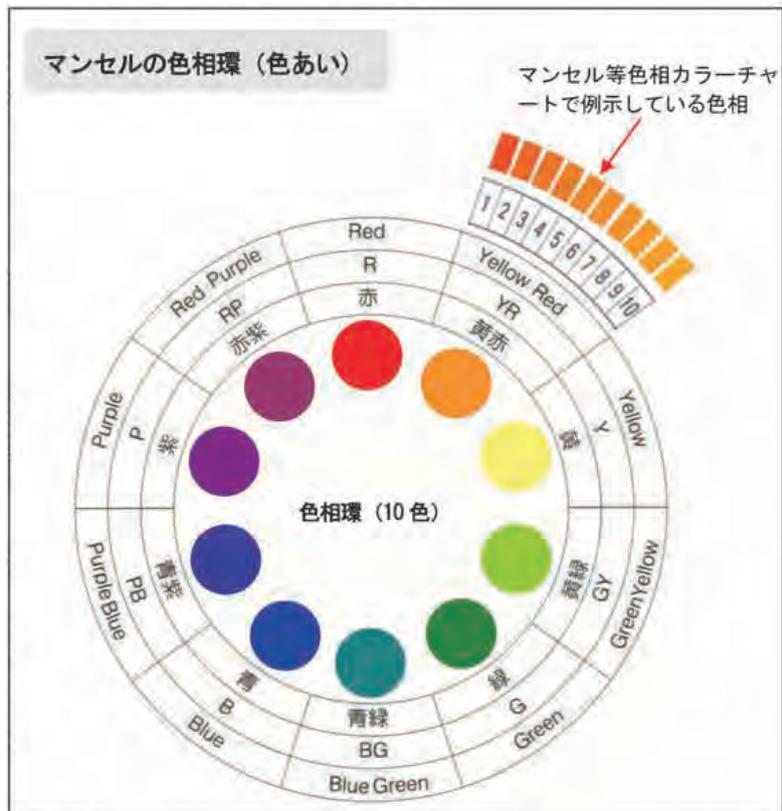
という表記になります。

また、無彩色の場合は、

エヌ ロク
N 6
明度

という表記になります。

(Nはニュートラルの意味で、色味の無いことを指しています。)



別表第2：緑被率

緑被の計算

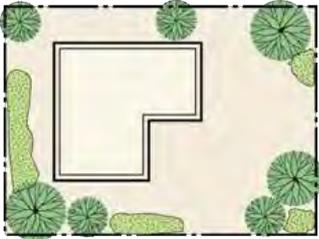
i 敷地内空地の計算
敷地面積から指定建ぺい率で計算した建築面積を引く。

ii 緑被の計算
樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出。

樹木の高さ	緑被面積
1 m以下の場合	0.5 m ²
1 mを超え2 m以下の場合	1.5 m ²
2 mを超え3 m以下の場合	3.5 m ²
3 mを超え4 m以下の場合	6.0 m ²
4 mを超え5 m以下の場合	10.5 m ²
5 mを超え6 m以下の場合	14.0 m ²
6 mを超える場合	19.5 m ²

■ 生け垣の場合
緑被面積＝幅0.6m×長さ

緑被面積の計算

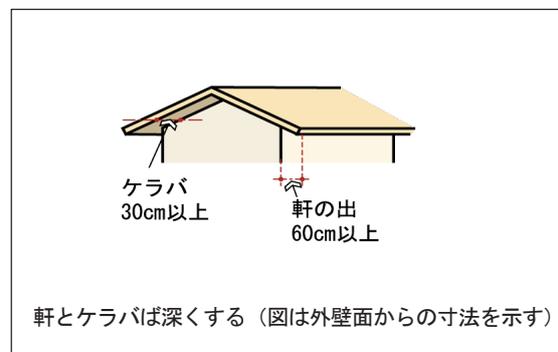
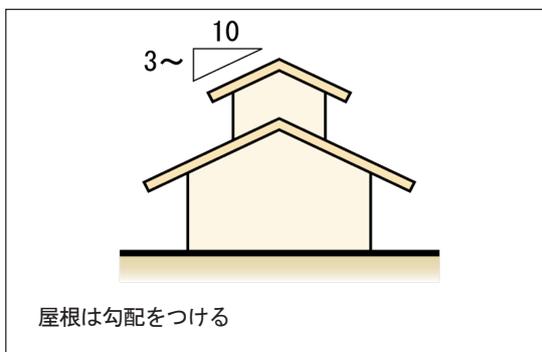


敷地内空地面積
＝敷地面積×(1-指定建ぺい率)

緑被面積
＝敷地内空地面積×0.1

別表第3：第三章の良好な景観の形成のための行為の制限の解説図

(1) 田園・丘陵景観地域における形態・意匠



(2) 工作物：太陽光発電設備



○ パネル角度を屋根勾配に合わせて設置している。

× パネル角度が屋根勾配と異なり、架台等が周囲から見えている。

○ パネル角度が屋根勾配と異なるが、架台等が周囲から見えないうよう遮蔽している。

Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為

別表第４（条例第 10 条関係）

建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

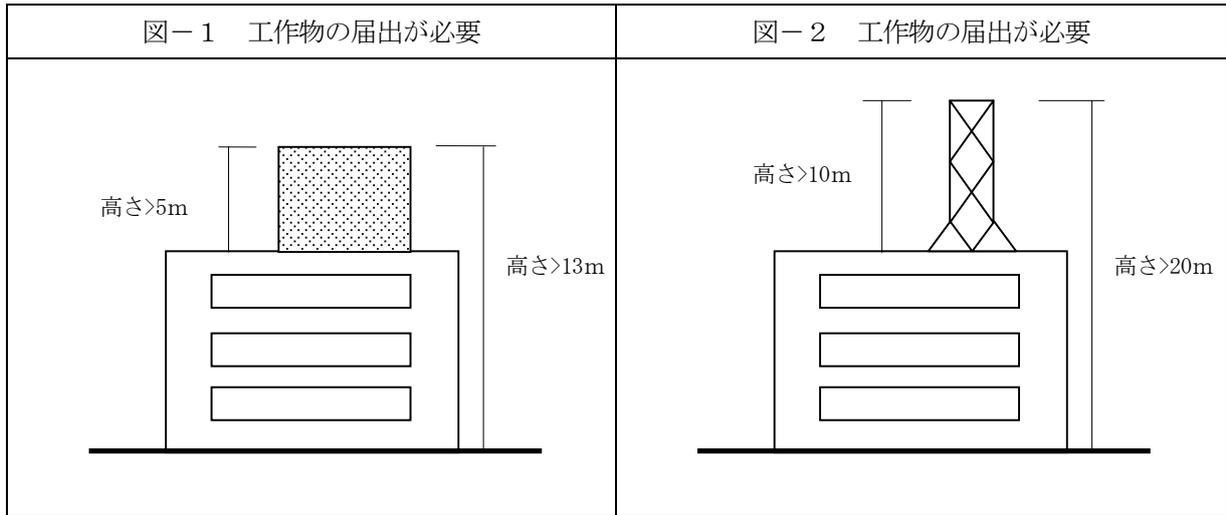
届出対象行為	特定届出対象行為
景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出の対象となるもの。	地上3階以上の建築物，高さが10メートルを超える建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物の建築（増築後又は改築後において特定届出対象行為を超えることとなる増築又は改築を含む。）

別表第５（条例第 10 条関係）

工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

種 別	特定届出対象行為 (左欄に掲げる工作物で下記の規模を超えるもの。増築後又は改築後において当該規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)
煙突，排気塔その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは，5メートル）
鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱その他これらに類するもの	2 建設面積 1,000平方メートル 【図－1】による
高架水槽，物見塔その他これらに類するもの	1 高さ 10メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは，5メートル） 2 建設面積 1,000平方メートル
擁壁，さく，塀その他これらに類するもの	高さ 5メートル
観覧車，飛行塔，メリーゴーラウンド，ウォーターシュート，コースターその他これらに類する遊戯施設	1 高さ 10メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートルを超えるときは，5メートル）
コンクリートプラント，アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	2 建設面積 1,000平方メートル
石油，ガス，飼料等の貯蔵施設	
汚物処理施設，ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
電気供給のための電線路，有線電気通信のための線路，空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	高さ 20メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは，10メートル） 【図－2】による

彫像、記念碑その他これらに類するもの	1 高さ 13メートル（工作物が建築物と一体となって築造される場合において地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル） 2 建設面積 1,000平方メートル
太陽光発電設備（建築物の建築等に併せて、当該建築物と一体となって築造されるものを除く。以下同じ。）	建設面積 1,000平方メートル
風力発電設備	高さ 13メートル



別表第6（条例第7条関係）

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める届出対象行為

行為の種類別	区 域	面 積
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法施行令第10条第1項第1号に規定する、届出を必要としない行為は右欄の規模未満であるものとする。）	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域の区域内	1,000平方メートル
	都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域の区域以外	1万平方メートル
屋外における物件の堆積	高さ5メートルを超え、又は占有する面積が、1,000平方メートルを超えるものであって継続して60日間を超える行為	
土地の形質の変更	1,000平方メートル以上の範囲で鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為	

Ⅲ -10 景観計画における景観計画区域内の届出フロー

